

2023 年度  
全学・自己点検評価報告書

2024 年 9 月



*Hokusei Gakuen University*

**北星学園大学**

**北星学園大学短期大学部**

## 目 次

第 1 章	理念・目的	1
第 2 章	内部質保証	7
第 3 章	教育研究組織	16
第 4 章	教育課程・学習成果	21
第 5 章	学生の受け入れ	37
第 6 章	教員・教育組織	44
第 7 章	学生支援	51
第 8 章	教育研究等環境	60
第 9 章	社会連携・社会貢献	70
第 10 章	大学運営・財務	
第 1 節	大学運営	77
第 2 節	財務	87
第 11 章	その他	
第 1 節	広報	92

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状分析

評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

<評価の視点>

1. 大学の理念・目的の設定
2. 学部においては学科ごとに、研究科においては専攻ごとに教育研究上の目的を設定しているか。
3. 教育研究上の目的は大学の理念・目的を踏まえているか。

北星学園大学及び北星学園大学短期大学部(以下、「本学」という)は、学校法人北星学園に属している。法人における理念・目的は以下のとおりである(資料1-1)(資料1-2)。

理念・目的	内容
北星学園のスピリット(建学の精神)	キリスト教に基づく教育
目的	教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置し、キリスト教の精神にのっとり、教育を行うこと

この建学の精神は、北星学園の創立者サラ・C・スミスが校務年誌の冒頭に記した「基本理念(Mission)」が土台となっている。

The fundamental idea of a school is to educate in the various branches of useful knowledge and thus fit the pupils for the various duties and responsibilities of active life. The religious and spiritual influence brought to bear on the pupils is the most important thing in the school. Both of these ideas may and should be realized in a good school.

およそ学校の根本理念は、生徒にさまざまな分野での有用な知識を教え、生徒が実生活においてさまざまな義務と責任を全うするように教育することにある。また、生徒に及ぼす宗教的霊的影響は、本校において最も重要なものである。この二つの理念は、良い学校を作るためには実現されなくてはならないものなのである。

[出典:北星学園百年史(1990, p. 106)]

本学は、法人の理念・目的を踏まえ、以下のとおり、「北星学園大学の基本理念」、「ミッション・ステートメント」及び大学、大学院、短期大学部の目的を設定している(資料1-3)(資料1-4)(資料1-5)(資料1-6)(資料1-7)。

北星学園大学の基本理念は、大学、大学院、短期大学部の目的を、大学を構成する教職員及び学生が身近なものとして理解、共感できるものとして明確化したものである。また、ミッション・ステートメントは、基本理念に基づき、本学が目指す姿を具体的に示したものである(資料1-8)。2004年度制定当時は「『建学の精神』の基本理念」と表記していたが、2022年度に北星学園大学開学60周年、北星学園大学短期大学部開学70周年の記念事業として策定した「北星学園大学・北星学園大学短期大学部 ユニバーシティ・アイデンティティ ビジュアル・アイデンティティ ガイドライン(以下、「UI/VI ガイドライン」という)において、「北星学園大学の基本理念」に呼称を改めている(資料1-9)。

## 第1章 理念・目的

理念・目的	内容
北星学園大学の基本理念	<p>本学は、プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属す。北星学園大学の基本は知的誠実である。それは、神の前で自己や自国を相対化し、謙虚に学びつづける姿勢である。「神を畏れることは知識の初めである」(旧約聖書：箴言 1 章 7 節)。</p> <p>自他の人格の尊厳を知り、人間を何かの手段と見ないキリスト教的価値観が、本学の営みの根底に潜む。見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人を養成することが、本学の目標である。それは、抑圧や偏見から解放された広い学問的視野のもとに、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る開かれた人間である。</p> <p>そういう意味での自由を本学は目指している。『真理はあなたがたに自由を得させるであろう』(新約聖書：ヨハネによる福音書 8 章 32 節)。</p> <p>本学は、開学以来、地域・社会・世界に開かれた大学を目標としているのである。</p>
北星学園大学の ミッション・ステートメント	<p>北星学園は、その歴史が一世紀を越えてなお創立者サラ・C・スミスの愛と知と技に基づく教育の志を継承しつつ今日に至っています。北星学園大学は、その時代を越えて継承されてきた想いを、今後も教職員・学生の連携に基づき、そこに携わったすべての者において継承し続けるために、この使命を宣言します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。</li> <li>2. 私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。</li> <li>3. 私たちは、世と時代が作り出した、悲惨な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践することを目指します。</li> <li>4. 私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。</li> <li>5. 私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる北星学園大学であることを目指します。</li> </ol> <p>『求めよ、そうすれば、与えられるであろう』(マタイによる福音書 7 章 7 節)</p>
目的(大学)	キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、応用的能力を発揮させること
目的(大学院)	キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること
目的(短期大学部)	キリスト教に基づいて、短期大学の教育を施し深く教養を培わせるとともに専門の知識と技能を修得させ、愛と奉仕に生きる自由な人間を育成すること

本学の基本理念には、しなやかな精神的骨格を持った、個性ある大学として、時流や利害に流されない独立した人格を学生のうちに育てたいという願いが強く込められており、学科・専攻ごとの教育研究上の目的は、この理念や大学・大学院・短期大学部の目的を踏まえて設定されている(資料 1-5)(資料 1-6)(資料 1-7)。

## 第1章 理念・目的

以上のとおり、大学の基本理念・目的を適切に設定し、それを踏まえて学部・学科、研究科の目的を適切に設定している。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

(1) 「北星学園大学の基本理念」における北星学園の建学の精神の表現と法人における表記に、一部整合していない部分がみられる。

- ・ 北星学園の建学の精神 > 「キリスト教に基づく教育」
- ・ 「北星学園大学の基本理念」における表現 > 「プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属する」

評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

<評価の視点>

1. 学部においては、学科ごとに、研究科においては、専攻ごとに設定する教育研究上の目的の適切な明示
2. 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

学科及び専攻ごとの教育研究上の目的は、大学学則第4条、大学院学則第6条及び短期大学部学則第2条に明示している。

また、大学の基本理念及びミッション・ステートメントの内容については、ガバナンス・コードや中長期計画に明示している(資料 1-10)(資料 1-11)。そのほか、2022 年度に策定した UI/VI ガイドラインにおいて、法人及び大学の理念や教育目標を明確化した(資料 1-9)。

教育研究上の目的は、「学校法人北星学園 ガバナンス・コード」や履修ガイドなどを通じて教職員及び学生に周知している(資料 1-10)(資料 1-12)(資料 1-13)(資料 1-14)。また、大学公式ウェブサイトを通じて社会に対しても公表している(資料 1-15)。

以上のとおり、学科ごとの教育研究上の目的を学則に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

(1) 「UI/VI ガイドライン」と各広報媒体における理念・目的の表現に、一部整合していない部分がみられる。

- ・ 大学公式ウェブサイト、入試ガイドブック、履修ガイド等

(2) 規程・方針等における「建学の精神」の表現に、一部整合していない部分がみられる。

- ・ 「北星学園大学 スミス・ミッションセンター規程」、「北星学園大学 チャプレンの職務に関する規程」、アドミッション・ポリシー(大学・短大)、「北星学園大学 求める教職員像」、「北星学園大学 教育職員組織の編成方針」等

## 第1章 理念・目的

評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

<評価の視点>

1. 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
  - ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

中長期計画の策定については、私立学校法に基づき、寄附行為に規定している(資料 1-2)。

北星学園は、学校法人を永続的に経営していくため、また、学園各校がその使命・目的のもと、その行動計画を明確にし、将来あるべき方向に向けた意思決定を行い、教育研究内容の質を維持・向上させることを目的として、2020年3月に「学校法人北星学園 中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～」(以下、「中長期計画」という)を策定した。また、2023年度5月には、新型コロナウイルス感染症の流行や2022年度に受審した大学基準協会及び大学・短期大学基準協会の認証評価結果などを踏まえ、中長期計画を改正した(資料 1-11)。

中長期計画において、本学は、ミッション・ステートメントに基づく「2040年までに目指す姿」を掲げるとともに、「強化・改革に取り組む事柄」、「2030年 Milestone」を設定している。

そのほか、大学の理念・目的を実現していくための諸施策として、スミス・ミッションセンターを設置している。スミス・ミッションセンターは、基本理念、ミッション・ステートメントの策定とともに、2004年度に設置された組織である。スミス・ミッションセンターは、ミッション・ステートメントに従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括することを目的とし、4つのWGによる活動(「キリスト教の理解」「ボランティア」「平和の実現」「地域社会との連携」)や、学生グループ活動(「企画・実行グループ」「ミュージック系」「ボランティア系」「ソーシャル系」「ランゲージ系」)を組織している(資料 1-16)。

以上のとおり、本学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、本学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定している。

評価項目④ 大学の理念・目的及び中・長期の計画等の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

各組織は、その所掌事項について点検評価を毎年度実施し、必要に応じて改善方策を策定の上、報告書を自己点検評価・内部質保証委員会に提出している。

2023年度には、「学校法人北星学園ガバナンス・コード」策定の議論のなかで、教育研究上の目的について再確認を行った。その結果、大学では経済学科、経済法学科及び心理学科において、大学院では、修士課程の全ての専攻において、文言を一部修正し、現状のカリキュラムとの整合性を図っている。

以上のとおり、理念・目的及び中・長期の計画等の適切性について、定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

## 第1章 理念・目的

### 2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	なし
------	----

### 3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	「北星学園大学の基本理念」における北星学園の建学の精神の表現と法人における表記に、一部整合していない部分がみられる。 ・ 北星学園の建学の精神 ➤ 「キリスト教に基づく教育」 ・ 「北星学園大学の基本理念」における表現 ➤ 「プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属する」
行動計画	<2024 年度> (1) 部局長会議 ・ 対応方策について、法人と確認しつつ審議の上、評議会に付議する。 <2025 年度> (1) 自己点検評価・内部質保証委員会 ・ 全学的観点から点検評価を行う。

課題 2	「UI/VI ガイドライン」と各広報媒体における理念・目的の表現に、一部整合していない部分がみられる。 ・ 大学公式ウェブサイト、入試ガイドブック、履修ガイド等
行動計画	<2024 年度> (1) 部局長会議 ・ UI/VI ガイドラインの内容や機能等について確認の上、各広報媒体における理念・目的の表現について、検証・改善を指示する。 <2025 年度> (1) 自己点検評価・内部質保証委員会 ・ 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的観点から点検評価を行う。

課題 3	規程・方針等における「建学の精神」の表現に、一部整合していない部分がみられる。 ・ 「北星学園大学 スミス・ミッションセンター規程」、「北星学園大学 チャプレンの職務に関する規程」、アドミッション・ポリシー(大学・短大)、「北星学園大学 求める教職員像」、「北星学園大学 教育職員組織の編成方針」等
行動計画	<2024 年度> (1) 部局長会議 ・ 各規程・方針等における理念・目的の表現について、検証・改善を指示する。 <2025 年度> (1) 自己点検評価・内部質保証委員会 ・ 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的観点から点検評価を行う。

## 第1章 理念・目的

### [根拠資料]

#### 1. 学外公開資料

- 資料 1-1 [北星学園のスピリット\(建学の精神\)](#)
- 資料 1-2 [学校法人北星学園寄附行為](#)
- 資料 1-3 [北星学園大学の基本理念](#)
- 資料 1-4 [ミッション・ステートメント](#)
- 資料 1-5 [大学学則](#)
- 資料 1-6 [大学院学則](#)
- 資料 1-7 [短期大学部学則](#)
- 資料 1-9 [北星学園大学・北星学園大学短期大学部 ユニバーシティ・アイデンティティ ビジュアル・アイデンティティ ガイドライン](#)
- 資料 1-10 [学校法人北星学園ガバナンス・コード](#)
- 資料 1-11 [学校法人北星学園中長期計画～グランドデザイン 2020-2040～](#)
- 資料 1-15 [教育研究目的と教育方針](#)
- 資料 1-16 [スミス・ミッションセンター](#)

#### 2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

- 資料 1-8 2004 年度以降の新たなキリスト教教育体制(2004.3.10 大学評議会確認)
- 資料 1-12 履修ガイド(大学)
- 資料 1-13 履修ガイド(大学院)
- 資料 1-14 履修ガイド(短期大学部)



## 第2章 内部質保証

### 1. 現状分析

評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

<評価の視点>

1. 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
  - ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
  - ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
  - ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、内部質保証を推進するため、内部質保証に関する基本的な考え方、組織体制及び教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針を明示した「内部質保証に関する方針」を定め、大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページを通じて学内外に公表している（資料 2-1）。

なお、2022 年度に受審した第3期認証評価（大学基準協会）において、内部質保証に関する改善課題が付されたことを受け、中長期計画の「強化・改革に取組む事柄」に反映したうえで、内部質保証に関する改善計画書を策定し、改善のための取組みを進めている（資料 1-11）（資料 2-2）。

以上のとおり、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているが、以下の点については、改善が必要である。

- (1) 「自己点検評価・内部質保証委員会」と各組織の役割分担・連携のあり方を、「内部質保証に関する方針」において具体的に明示していない（取組済・評価項目⑤参照）。

評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

<評価の視点>

1. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
2. 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

全学内部質保証推進組織である自己点検評価・内部質保証委員会は、大学規程第 29 条に基づき設置されている。委員会の組織及び運営は「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」の定めるところによる（資料 2-3）。

その任務は同規程第3条に定めるとおり、「本学における全学的事項についての点検評価及び内部質保証の基本方針を策定し、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めること」である。

自己点検評価・内部質保証委員会は、同規程第5条に定めるとおり、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、事務局長、事務局次長、大学事務部長及び IR 内部質保証課長で構成されている。

しかしながら、上述のとおり、第3期認証評価（大学基準協会）において、内部質保証に関する改善課題が付されたことを受け、中長期計画の「強化・改革に取組む事柄」に反映したうえで、内部質保証に関する改善計画書を策定し、改善のための取組みを進めている（資料 1-11）（資料 2-2）。

以上のとおり、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているが、以下の点については、改善が必要である。

- (1) 内部質保証に際して実態として大きな役割を担う会議体の役割分担・連携が不十分である（取組済・評価

項目⑤参照)。

評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点>

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
2. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
6. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
7. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方として、2017年度第1回教学会議において「2018・2019カリキュラム改編に伴う3ポリシーの見直しについて」を確認した。主な確認事項は以下のとおりである。

3つのポリシーの共通事項

- 一般社会、学生、高校生が見て理解しやすい内容とすること。特にアドミッション・ポリシーは、学生の受け入れ方針は高校生が理解できる内容とすること。
- 3つのポリシーに一貫性を持たせ、特にメインとなる文言は、それぞれの方針において統一すること。

ディプロマ・ポリシー

- 「身につけさせる能力」「何ができるようになるのか」ということを明示するとともに、どうやって卒業を認定し、学位を授与するのかも明示すること。

カリキュラム・ポリシー

- ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラムであることを念頭に置いて作成すること。
- カリキュラムを体系的に説明し、教育方法や評価方法を明示すること。

アドミッション・ポリシー

- 学力の3要素(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を念頭において、どのような能力を身に付けた学生を求めているかを明示すること。
- 多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について記載すること

なお、3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方について、第3期認証評価(大学基準協会)においては、大学全体のディプロマ・ポリシーには基本理念に基づく「キリスト教による人格教育を基礎」として、「豊かな『人間性』を有する」ことが掲げられている一方、各学部・研究科における学位授与方針には大学の基本理念に関する記述がないため、項目の構成に関する適切性について検証することが望ましいとの助言を受けている。

自己点検評価・内部質保証委員会は、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第3条に定める任務に基づき、「内部質保証に関する方針」を策定し、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価している。

従来の自己点検評価体制では、各組織が自ら設定した課題について点検評価を実施し、作成した自己点検評価報告書に対して自己点検評価・内部質保証委員会が点検評価を行い、必要に応じて助言等を付してフィードバック

## 第2章 内部質保証

することで、各組織が改善に向けた取組みを行うPDCAサイクルとなっていた(資料2-4)。

しかしながら、第3期認証評価(大学基準協会)では、各組織が認識している課題とは異なる項目として、学習成果の可視化に関する取組みが不十分であることが指摘された。この結果を受けて、自己点検評価体制を抜本的に見直し、あらかじめ設定した評価項目に基づいて点検評価を行うように改善を図った。2023年度からは、この新たな体制での運用を開始している(資料2-5)。

財務状況に関する点検評価は、2005年度から毎年度、前年度決算の予算執行率や予算残高等に基づき点検評価を実施しているが、この取組みの結果、近年では、助言の対象となる費目がほとんど見られなくなっている。今後は、執行率に基づいた点検評価をあらため、新規事業の進捗管理などに移行する予定である。

その他の内部質保証活動としては、点検評価における学外者及び在学生の参画が挙げられる。

学外者の参画については、2021年度に高校関係、産業界の2名から、「入学選抜」「カリキュラムの内容、又は学修成果」に関する評価を受け、関係組織において評価結果を確認した。

在学生の参画については、2023年度に3学部3名の学生に対して教育研究活動や学生生活の状況に関するヒアリングを試験的に実施し、2024年度も引き続き実施予定である。なお、新たな自己点検評価体制においては、自己点検評価・内部質保証委員会が作成する「全学・自己点検評価報告書」において、在学生からのヒアリング及び学外者からの意見聴取を踏まえ、全学的な観点による点検評価を行うこととしている。

各組織は、上述のとおり、その所管事項について、点検評価を毎年度実施し、報告書を作成している。また、点検評価結果を踏まえて課題を設定し、改善・向上のための取組みを行っている(資料2-4)。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、以下のとおり対応している。

### ○ 教職課程の自己点検評価

教職課程センターにおける組織別・自己点検評価報告書の作成に加え、2021年5月7日に改正された教育職員免許法施行規則第22条の8に定められた教職課程自己点検評価について、一般社団法人全国私立大学教職課程協会の『教育課程自己点検評価基準』(令和4年版)に基づき2022年度分について2023年度に実施し、同協会から教職課程自己点検・評価完了証(令和5年7月12日付)を受けている。なお、同施行規則に対応する自己点検評価報告については、3年ごとに実施することとしている(資料2-6)。

また、完了証の交付を受けるにあたり、一般社団法人全国私立大学教職課程協会から今後の参考コメントを受けている。この参考コメントを、本学の教職課程及び教職課程センターの運営、次回の教職課程自己点検評価報告書の作成に、反映させていく必要がある。

### ○ 設置計画履行状況等調査

2023年度に設置した社会福祉学科について、公開している設置計画書の諸事項に対して、実際の2023年度の学科開設が適正に実施されたかを、履修ガイド、シラバス等を用いて確認し、文部科学省に報告すると共に大学公式ウェブサイトにおいて公表している(資料2-7)。

### ○ 認証評価

学外評価については、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」第13条に基づき、認証評価機関による認証評価を受審している。2022年度には大学は大学基準協会において、短期大学部は大学・短期大学基準協会において第3期認証評価を受審し、それぞれ適合判定を受けている(資料2-5)。

大学基準協会からの指摘事項(内部質保証、学習成果の可視化、大学院の定員管理)については、中長期計画の

## 第2章 内部質保証

「強化・改革に取り組む事柄」に設定したうえで、2026年7月を期限とする改善報告書の提出を見据え、企画運営会議、教学会議及び各研究科による改善計画案を踏まえた改善計画書を作成し、評議会での確認を経て、改善に着手している(資料 2-2)(資料 2-8)(資料 2-9)。

大学・短期大学基準協会からの指摘事項(理事の定員未充足、学生懲戒規程の未整備)については、法人における理事の選任、大学における学生懲戒規程の制定を速やかに行い、改善報告を行っている(資料 2-10)。

点検評価における客観性及び妥当性を確保するため、上述のとおり、自己点検評価・内部質保証委員会は、認証評価の受審や、自己点検評価における在学生・学外者の参画を得ている。

以上のことから、現状として、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているとは言えない。したがって、以下の点について、改善が必要である。

- (1) 実態として内部質保証に関わる会議体の役割分担・連携が不十分である。(取組中・評価項目⑤参照)
- (2) 各学部・研究科の自己点検・評価が組織的に行われていない。(取組中・評価項目⑤参照)
- (3) 3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方について、具体的に定められていない。
  - ・ 2017年度第1回教学会議において「2018・2019カリキュラム改編に伴う3ポリシーの見直しについて」を確認したものの、各ポリシーに記載すべき項目が具体的に定められていない。また、全学共通で展開される授業科目に関するカリキュラム・ポリシーの考え方や、全学・学部のディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの役割についても、具体的に明示されていない。

評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<評価の視点>

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2. 公表する情報の正確性、信頼性
3. 公表する情報の適切な更新

本学は、自己点検評価結果、認証評価結果、財務諸表及び学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)に基づく教育研究活動等に関する情報、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況、教育職員免許状取得者数、教員採用試験合格者数等を、大学公式ウェブサイトを通して公表している(資料 2-11)(資料 2-12)。

なお、中長期計画の「強化・改革に取り組む事項」に情報の公表を設定し、2030年 Milestone(中期目標)として「社会から信頼される高等教育機関となるため、法令上の情報公表を遵守する」ことを定めている。この達成に向けて、2024年度の運営計画に「情報公開ポリシー」(仮称)検討を設定している(資料 1-11)(資料 2-13)。

財務諸表については、内訳表を含めた計算書類を全て開示して学校法人北星学園の監事による監査及び監査法人による監査を受け、その内容が適正かつ正確であることが認められている(資料 2-14)。

公表する情報は、毎年度最新の情報へと更新している。

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対す

## 第2章 内部質保証

る説明責任を果たしている。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

- (1) 法令で定められている教職課程に関する情報公開のうち、「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること」について、専修免許に関する内容を公表していない。

評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
2. 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

全学の内部質保証システムについては、中長期計画の「強化・改革に取り組む事柄」に内部質保証（点検評価）を設定し、2030年 Milestone（中期目標）として「認証評価結果を踏まえつつ、内部質保証システムの適切性・有効性について検証を継続し、自己点検評価結果を活かしながら改革・改善を継続的に可能にする自律的なシステムを確立する」ことを定めている（資料 1-1）。この達成に向けて、内部質保証に関する改善計画書を策定し、改善のための取り組みを進めている（資料 2-2）。

具体的には、「内部質保証に関する方針」及び「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」を見直し、2024年4月1日付けでの改正を行った。これによって、第3期認証評価における指摘事項であった全学の内部質保証において重要な役割を担う組織（評議会、部局長会議、企画運営会議、教学政策会議、教学会議、自己点検評価・内部質保証委員会、FD・SD委員会、インスティテューショナル・リサーチ委員会）の役割分担・連携を明確化した。

また、自己点検評価体制を見直し、2023年度から新たな体制による運用を開始した。2024年1月31日には、新たな自己点検評価体制にかかる説明会を開催し、教職員への周知を行った。ただし、教職員全体の理解を深めるためにはさらなる改善が必要である。

【新たな自己点検評価体制の主なポイント】

- (1) 高等教育政策や認証評価基準に対応した点検評価項目の設定
- (2) 学部としての組織的な点検評価体制を整備するための学科単位による報告書の廃止
- (3) 長所を可視化するための報告書様式の改訂
- (4) 社会に対して分かりやすい情報を公表するための、全学的観点による自己点検評価報告書の作成

そのほか、教学に関する組織体制を見直し、新たに学長を議長とする教学政策会議を設置した。教学政策会議は改善課題への対応を「教学マネジメント指針」等も踏まえ、スピード感をもって実行していくために、現状の教学会議の役割を分割し、集中して教学関係の企画・立案に係る検討を行うことができる組織を整備することとして、大学評議会での設置が認められた。教学政策会議と教学会議の役割分担については、2023年度第1回教学政策会議で確認された。教学政策会議は主に「基本方針立案とガバナンス」を担当し、教学会議や他の会議体では主に「実施」を担当する。この役割分担を基本として、さまざまな課題については適宜修正や見直しを行い、関係する会議体・組織と連携する（教学会議との情報共有、入試センター運営委員会への指示、部局長会議への上程など）こととしている。なお、教学に関する基本方針の策定にあたっては、

## 第2章 内部質保証

意見への対応と意思決定スピードのバランスに留意する必要がある。

本報告書の作成にあたっては、組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令、本学の学則その他大学諸規程（学則施行細則を含む）、3つのポリシー及び中期的な計画に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行っている。点検評価において使用した根拠資料は、[根拠資料]欄に示している。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取組みは、以下のとおりである。

### (1)各組織

各組織は、その所掌事項について点検評価を毎年度実施し、必要に応じて改善方策を策定の上、報告書を自己点検評価・内部質保証委員会に提出している。

例えば、教学政策会議では、教学政策会議と教学会議の業務の仕分けについて、教学政策会議と新旧教学会議の規程を確認しつつ、教学政策会議の基本方針立案とガバナンス、他の会議体との関係について再確認した。その結果、第1回教学政策会議(2023.6.1)にて、教学政策会議は主に「基本方針立案とガバナンス」、教学会議など他の会議体では主に「実施」を担い、諸課題については適宜修正、見直しを行い関係の諸会議・組織と連携(教学会議との情報共有、入試センター運営委員会への指示、部局長会議への上程など)し取組むことを確認している。

### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で2030年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っている。2023年度の取組状況は、2023年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 社会から信頼される高等教育機関となるため、法令上の情報公表を遵守すると共に、自主的な情報公表では本学の学修・教育成果等を積極的に発信する。
- 認証評価結果を踏まえつつ、内部質保証システムの適切性・有効性について検証を継続し、自己点検評価結果を活かしながら改革・改善を継続的に可能にする自律的なシステムを確立する。

以上のとおり、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

#### (1) 新たな自己点検評価体制における運用上の諸課題がいくつかある。

##### ① 評価指標の不明確さ

- ・ 現状説明の適切性に関する評価指標が存在しない、又は具体的に定められていない。

##### ② 評価項目に係る記載内容の適切性

- ・ 記載漏れ、説明不足、評価項目の趣旨と記載内容が一致していない。

##### ③ 実績・成果に関する根拠資料の不足

- ・ 各組織における制度や取組みの説明に留まり、運用実績やねらいとする成果があがっていることや、それを示す資料は明示されていない場合が多い。

##### ④ 「長所」欄の記載不足

## 第2章 内部質保証

- ・「各組織の日常の取組みを可視化し、長所を表面化すること」がねらいであったが、十分な効果が得られていない。
- ⑤ 報告書作成担当者の負担増加
- ・ 報告書のボリュームが増加したことに加えて、組織レベルでの点検評価体制が確立していないため、報告書作成担当者の負担が増加している。特に学部による組織的な点検評価を行うことを目的とした「学科単位の報告書を廃止」は、実態として学部長による点検評価となってしまう、学部長個人の負担につながった。

## 第2章 内部質保証

### 2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	なし
------	----

### 3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	現状として、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているとはいえない。 (1)実態として内部質保証に関わる会議体の役割分担・連携が不十分である。 (2)各学部・研究科の自己点検・評価が組織的に行われていない。 (3)新たな自己点検評価体制における運用上の諸課題がいくつかある。
行動計画	<2024年度><2025年度> (1)自己点検評価・内部質保証委員会 ① 「内部質保証に関する改善計画書」に基づき、改善・向上のための取組みを進める。

課題 2	3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方について、具体的に定められていない。 ・ 2017年度第1回教学会議において「2018・2019カリキュラム改編に伴う3ポリシーの見直しについて」を確認したものの、各ポリシーに記載すべき項目が具体的に定められていない。また、全学共通で展開される授業科目に関するカリキュラム・ポリシーの考え方や、全学・学部のディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの役割についても、具体的に明示されていない。
行動計画	<2024年度><2025年度> (1) 教学政策会議 ① 3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方について、基本方針を策定し、部局長会議に上程する。 (2) 教学会議 ① 基本方針に基づき、3つのポリシーの検証・改善を企画・実施する。 (3) 自己点検評価・内部質保証委員会 ① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。

課題 3	法令で求められている教職課程に関する情報公開のうち、「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること」について、専修免許に関する内容を公表していない。
行動計画	<2024年度> (1) 教職課程センター ① 現在の大学公式ウェブサイト公開（掲載）されている内容は、専修免許の「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組」の情報が含まれていないことから、改めて検討し、情報の公開を行う。 <2025年度> (1) 自己点検評価・内部質保証委員会 ① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。



### [根拠資料]

#### 1. 学外公開資料

- 資料 2-1 [内部質保証に関する方針](#)
- 資料 2-4 [自己点検評価報告書](#)
- 資料 2-5 [認証評価](#)
- 資料 2-6 [教職課程の自己点検・評価](#)
- 資料 2-7 [履行状況報告書](#)
- 資料 2-11 [情報の公表](#)
- 資料 2-12 [教職課程に関する過去の免許取得・採用データ](#)
- 資料 2-13 [2024 年度運営計画](#)
- 資料 2-14 [事業計画書・事業報告書\(財務情報等\)](#)
- 資料 2-15 [2023 年度運営総括](#)

#### 2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

- 資料 2-2 内部質保証に関する改善計画書
- 資料 2-3 自己点検評価及び内部質保証に関する規程
- 資料 2-8 学習成果の可視化に関する改善計画書
- 資料 2-9 大学院の定員管理に関する改善計画書
- 資料 2-10 学生懲戒規程

## 第3章 教育研究組織

### 1. 現状分析

評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

<評価の視点>

1. 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
2. 大学の理念・目的、センター等の組織の適合性
3. 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

〔大学、大学院、短期大学部〕

本学は、北星学園大学として文学部、経済学部、社会福祉学部の3学部、北星学園大学大学院として文学研究科、経済学研究科、社会福祉学研究科の3研究科、そして、北星学園大学短期大学部を擁する総合大学である。

なお、短期大学部については、2025年度以降の学生募集の停止を決定している。この決定に際して、2022年度には、短期大学部の将来構想を検討し、さまざまな取組みに着手した。しかしながら、北海道内の18歳人口が著しく減少していることに加え、新型コロナウイルスの影響もあり、こうした情勢を多角的に検討した結果、2023年度内に募集停止を理事会に上申した(資料 3-1)。

〔学科、専攻〕

学部、研究科及び短期大学部には、大学学則4条、大学院学則6条及び短期大学部学則第2条に定めるとおり、学科及び専攻を置いている(資料 1-5)(資料 1-6)(資料 1-7)。

各学部及び研究科では、第1章で述べたとおり、学科又は専攻ごとに教育研究上の目的を定め、基本理念に基づき、見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人の養成を行っている。2023年度に設置した社会福祉学科においても、その教育研究上の目的を、大学学則第4条第1項第8号に「～省略～「多様性を認め、共に生きる社会の構築・実現」「地域社会の活性化・地域づくり」に資する人材の育成を目的とする。」と定めており、「人間性」「社会性」「国際性」の育成という本学の教育目標が反映されている。

〔部門〕

大学規程第6章第4節・第5節に基づき、大学に共通科目部門、言語教育部門を設置している。両部門は、大学共通科目(外国語科目を含む)の運営組織であり、教育目標として掲げる「人間性・社会性・国際性」の育成のためのカリキュラム編成・実施を担っている(資料 3-2)。

〔図書館及びセンター等〕

大学規程第8章及び第9章に基づき、図書館、スミス・ミッションセンター、国際教育センター、学生相談センター、キャリアデザインセンター、社会連携センター、総合研究センター、総合情報センター、心理臨床センター、入学試験センター、学習サポートセンター、アクセシビリティ支援室、教職課程センターを設置している(資料 3-2)。図書館・センター等の任務・審議事項については、それぞれの設置規程に明記している(資料 3-3)(資料 3-4)(資料 3-5)(資料 3-6)(資料 3-7)(資料 3-8)(資料 3-9)(資料 3-10)(資料 3-11)(資料 3-12)(資料 3-13)(資料 3-14)(資料 3-15)。

例えば、スミス・ミッションセンターでは、「スミス・ミッションセンターセンター規程」に従い、「ミッション・ステートメント」に従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括すること」を達成するため、「キリスト教の理解」、「ボランティア」、「平和の実現」、「地域社会との連携」を柱とする活動を計画及び実施している。

### 第3章 教育研究組織

本学は、以下のように、学問の動向、社会的要請及び国際環境の変化を踏まえた組織改編を行っている。

#### ○ 学習サポートセンター(2015 年度設置)

本学学生の主体的かつ自律的な学習を促進させ、もって教育の質の保証に資するために学習サポートセンターを新設するとともに、ラーニング・commonsを開館し、学生どうしの「出会い」と「創造」の場を整備した。

#### ○ 社会連携センター(2016 年度設置)

オープンユニバーシティ業務を主としていたエクステンションセンターを社会連携センターへと改組し、外部との主たる窓口となる全学的な社会連携の役割を加え、本学の特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える組織へと改編した。

#### ○ アクセシビリティ支援室(2016 年度設置)

同年度に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を受け、アクセシビリティ支援室を設置し、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにするための体制を整備した。

#### ○ 教職課程センター(2022 年度設置)

教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備した。これによって、教職専門科目の教員とその他の教職関係科目教員の協働の取り組みとなり、相互の教職にかかる理解を深めることができている。

#### ○ 社会福祉学科(2023 年度設置)

社会福祉学は、自立が困難な人々に対する支援の理論・制度政策・方法を研究する学問であり、時代の変化に対応しながら制度の狭間の問題を解消する役割を担っている。社会福祉制度はマクロ・メゾ・ミクロのアプローチを通じて、地域社会や要支援世帯への支援を行うことが求められており、最新の社会福祉学はその対応に不可欠である。

また、現代社会では、都市部と地方で地域のつながりが希薄化し、生活問題が深刻化している。このような状況下で、社会福祉の専門性を持つ人材の養成が必要不可欠であり、社会福祉学の重要性がますます高まっている(資料3-16)。

以上のとおり、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切である。

評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果に基づく改善・向上の取組みは、以下のとおりである。

#### (1)各組織

企画運営会議は、その所掌事項について点検評価を毎年度実施し、必要に応じて改善方策を策定の上、報告書を自己点検評価・内部質保証委員会に提出している。

例えば、2023 年度には、大学院研究科の再編について検討を行った。その結果、研究科の統合や改組なども視野に入れて検討したが、入学定員充足状況や近隣の社会科学・人文科学系大学院の学生募集状況等を踏まえ、変

### 第3章 教育研究組織

更(減員)することを決定した。文部科学省に提出した学則変更に係る届出書(2025 年度変更)は、2024(令和6)年4月に大学公式ウェブサイトを通じて公表している(資料 3-17)。

#### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。2023 年度の実績は、2023 年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 大学での学びを目指す多様な人々にとって魅力のある教育プログラム(三つのポリシーの見直し及び学部・学科体制の検討も含む)を提供する。

以上のとおり、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

### 第3章 教育研究組織

#### 2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長 所 1	なし
-------	----

#### 3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課 題 1	なし
-------	----

## 第3章 教育研究組織

### [根拠資料]

#### 1. 学外公開資料

- 資料 3-1 [北星学園大学短期大学部の学生募集停止について\(2025 年度以降\) | 受験生 Web](#)
- 資料 3-16 [北星学園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 設置の趣旨等を記載した書類\(令和4\(2022\)年 4月\)](#)
- 資料 3-17 [北星学園大学大学院 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻\(修士課程\) 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻\(博士〔後期〕課程\) 文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻\(修士課程\) 経済学研究科 経済学専攻\(修士課程\) 学則の変更の趣旨等を記載した書類\(令和 6\(2024\)年 4月\)](#)

#### 2. 学内資料(閲覧制限のある資料を含む)

- 資料 3-2 大学規程
- 資料 3-3 図書館運営委員会規程
- 資料 3-4 スミス・ミッションセンター規程
- 資料 3-5 国際教育センター規程
- 資料 3-6 学生相談センター規程
- 資料 3-7 キャリアデザインセンター規程
- 資料 3-8 社会連携センター規程
- 資料 3-9 総合研究センター規程
- 資料 3-10 総合情報センター規程
- 資料 3-11 心理臨床センター規程
- 資料 3-12 入学試験センター規程
- 資料 3-13 学習サポートセンター規程
- 資料 3-14 アクセシビリティ支援室規程
- 資料 3-15 教職課程センター規程

## 第4章 教育課程・学習成果

### 1. 現状分析

評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

<評価の視点>

1. 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

全学、学部、学科及び専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定め、大学公式ウェブサイト及び履修ガイド等を通して公表している(資料 1-15)(資料 1-12)(資料 1-13)(資料 1-14)。

以上のとおり、授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表している。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

- (1) 大学における全学のディプロマ・ポリシーには基本理念に基づく「キリスト教による人格教育を基礎」として、「豊かな『人間性』を有する」ことが掲げられている一方、各学科・専攻におけるディプロマ・ポリシーには大学の基本理念に関する記述がない。(第2章において課題設定する)

評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

<評価の視点>

1. 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

学科及び専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、大学公式ウェブサイト及び履修ガイド等を通して公表している(資料 1-15)(資料 1-12)(資料 1-13)(資料 1-14)。

学科及び専攻ごとのカリキュラム・ポリシーは、いずれも各ディプロマ・ポリシーに掲げる卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程の体系、教育内容・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示しており、適切に関連している。

以上のとおり、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

- (1) 全学共通で編成・実施される授業科目(大学における大学共通科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目、短期大学部における一般教育科目)にかかる編成・実施の方針が具体的に明示されていない。(第2章において課題設定する)

評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点>

1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
  - ・ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
  - ・ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
  - ・ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
  - ・ 個々の授業科目の内容及び方法
  - ・ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
  - ・ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
  - ・ 初年次教育、高大接続への配慮
  - ・ 教養教育と専門教育の適切な配置
  - ・ コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
  - ・ 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学科・専攻ごとの授業科目の編成は、カリキュラム・ポリシーに基づき行われている。

教育課程の編成にあたって、学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となるよう、各専門分野の学問体系を考慮し、初年次教育から段階的に専門科目を履修できるように配置している(資料 1-12)(資料 1-13)(資料 1-14)。

大学・短期大学部では、カリキュラム・マップ及びナンバリングにより、ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応や教育課程の順次性を示している(資料 4-1)。また、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性を保障するため、「授業科目の履修等に関する規程」第7条及び第8条に積上指定科目及びスクリーニングを定め、各学科では必要に応じて積上指定科目やスクリーニング制度を設定している。積上指定科目は、特定の授業科目を履修するための条件として前提となる授業科目の単位取得等を課すものである(資料 4-2)。

本学は、学則第 18 条、大学院学則第 16 条、短期大学部第5条において、学期区分を2学期制としている。また、単位制度の趣旨に基づき、学則第 22 条、大学院学則第 20 条、短期大学部学則第 23 条において「単位数算定の基準は、1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とすることを明示している。ただし、大学院における修士論文及び特別課題研究にかかる科目については、この限りではない。講義及び演習については、教室内における1又は2時間の授業に対して教室外における2又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間 15 週又は毎週2時間 15 週の授業をもって1単位としている。実験、実習及び大学・短期大学部における体育実技等の授業については、実験室、体育施設等における2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間 15 週の実験、実習又は実技をもって1単位としている。大学における卒業論文については、論文の作成に必要な学修の成果を考慮して4単位又は6単位とし、卒業研究については、卒業研究に必要な学修の成果を考慮して3単位又は4単位としている。また、文部科学大臣の認定を受けた技能審査のうち、本学が認めたものについての合格は、その学修の成果を考慮し、2単位から 12 単位としている。これらの単位制度に基づき、学則別表1、大学院学則別表1、短期大学部学則別表1に定めるとおり、学科及び専攻ごとに単位の設定をしている(資料 4-3)(資料 4-4)(資料 4-5)。

個々の授業科目の内容及び方法については、シラバスに明示している。また、シラバスは、在学生向けポータルサイト「n☆star」において公開しており、学外者も閲覧可能となっている(資料 4-6)。



## 第4章 教育課程・学習成果

授業科目の位置づけは、学則別表1、大学院学則別表1、短期大学部学則別表1に定めるとおり、学科・専攻ごとに必修科目、選択科目又は選択必修科目を明示している。これらを履修ガイドにも明示し、オリエンテーション等の機会ですべての学科・専攻ごとに説明している(資料 4-3)(資料 4-4)(資料 4-5)(資料 1-12)(資料 1-13)(資料 1-14)。

高大接続の取組みとして、秋入試の合格者を対象とした「入学前教育」を実施している。総合型選抜と学校推薦型選抜の合格者には、基礎的学力を養成する課題を与えており、入学までの準備期間を十分に活かして、大学の学習に必要な学力の向上を目指すことを目的としている。合格者数の約9割が受講しており、アンケート結果からも高い満足度が示されている(資料 4-7)。

初年次教育の取組みとして、大学では、1年次の大学共通科目に全ての学生が必修となる「日本語表現」を配置し、実際に文章を作成する過程を通じて、大学および社会において必要とされる論理的な日本語の運用能力の基礎を習得することを目的とした教育を実施しているほか、「情報入門」を配置し、情報社会に参画するうえで適切な態度を身につけることを主な目的として、今後、大学や実社会において直面する情報活用場面で必要となるパソコンの基本知識及び操作技能、コンピュータ・ウイルス、情報の漏洩や改ざん、不正アクセス、著作権侵害など、情報倫理・モラルならびに情報セキュリティに関する基礎知識、情報を取り扱う際の作法などのメディアリテラシーに関する教育を実施している。また、短期大学部では、学科ごとに担任制を導入している。英文学科では、「スタディ・スキル」の科目を通して、アカデミック・アドバイザーが、学生と1対1で面談し、学習目標の設定から、日々の学習へのアドバイス、英検・TOEIC®・TOEFL®といった英語能力試験についての現状把握と目標に向けての励ましなどが行われる。生活創造学科では、1年次前期に「生活学基礎演習Ⅰ」を配置し、少人数の演習により大学での学びに慣れるとともに、生活学の全体像を把握できるようにしている(資料 4-6)。

教養教育と専門教育の適切な配置については、以下のとおりである。

(大学)

大学学則第 20 条に基づき、授業科目を大学共通科目、学科専門教育科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目に分類している。学科専門教育科目は、上述のとおり、各学科のカリキュラム・ポリシーに従って編成・実施されているが、大学共通科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目については全学共通の観点から展開されている。大学共通科目は、人間科学、人文科学、自然・数理科学、社会科学、地域と世界、キリスト教学、キャリア支援、外国語で構成されている。なお、2023 年度から本学が提供する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」は、数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムが策定したモデルカリキュラム(リテラシーレベル)に準拠しており、デジタル社会において、数理・データサイエンス・AI を日常生活、仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を主体的に身に付けることができる構成になっている(資料 4-8)。外国語科目には、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語を配置している。外国語科目の目的は単なる言語の修得ではなく、物事を複眼的に見る力を養成することであり、大学のディプロマ・ポリシーに掲げる「国際性」を身につけた人間形成を目指している。必要単位数は、キャリア教育科目の必修8単位、外国語を含む科目群による選択必修が 24 単位、その他全体からの選択科目が6単位の合計 38 単位を基本として、各学科の専門性を考慮して必要単位を調整している(資料 1-5)。

国際交流関係科目は、大学のディプロマ・ポリシーの「3. 様々な国の人々と心を開いて交流し、異なる文化を理解する国際的視野と判断力を身につけた『国際性』を発揮すること」に対応したものである。外国の文化理解、自国の

## 第4章 教育課程・学習成果

文化の再認識、比較研究などの科目から構成されており、提携大学からの客員教員や本学の教員が担当する英語による授業などが多彩に展開されている。

教職に関する科目は、2019 年度入学生から適用される教職課程の再課程認定カリキュラムに対応している。各学科の学位課程において教職課程上の教科に関する専門的事項に該当する科目が設定されており、必修科目と選択科目で編成することで法令事項を充足している。教職課程の科目のうち、「教育の基礎的理解に関する科目」等、各教科の指導法に関する科目、教育実習に関しては教職課程センターが所管し、教職課程運営部会において検討や調整が行われ、教職課程センター運営委員会の審議を経て、教学会議において審議・決定されている。「教科に関する専門的事項に関する科目」は、各学科のディプロマ・ポリシー及びそれに基づくカリキュラム・ポリシーに基づき、各学科の学科専門科目として配置・開講されている。「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」は、大学共通科目として開講されている。なお、「北星学園大学教職課程における教員養成に係る教育の質の向上に係る取り組み」として、すべての校種・教科の教員免許取得希望者に対する特別支援に関する講義として「特別支援教育概論」を教育課程に組み入れ、特別な支援が必要な児童生徒に対応できる教員の育成を行っている。

また、副専攻制度を導入しており、学生は、自分の所属する学科の専門教育課程とは別に、特定分野についてその多様な知的探究心と適正に応じた教育課程を履修することにより、複眼的思考と多面的理解力を涵養することを目的とし、14 の副専攻(①人間科学、②キリスト教学、③英語、④ドイツ語、⑤フランス語、⑥中国語、⑦韓国語、⑧英語・英米文学、⑨心理学、⑩経済学、⑪国際関係論、⑫経営情報学、⑬経済法学、⑭社会福祉学)から 1 つ以上を履修することができ、副専攻課程の履修を修了し認定されたものには、副専攻認定証書が授与される。また、履修ガイドの「外国語科目の単位認定」の項目にあるとおり、検定試験で一定の基準に達した学生には、そのレベルに応じて外国語科目の単位を認定するという制度も設けており、学生の多様性に対応して自発性を促すものとなっている(資料 1-12)。

(短期大学部)

短期大学部学則第 18 条に基づき、授業科目を一般教育科目(基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目、キリスト教科目)及び専門教育科目に分類している。専門教育科目は、上述のとおり、各学科のカリキュラム・ポリシーに従って編成・実施されているが、一般教育科目については全学共通の観点から展開されている。一般教育科目の必要単位数は、短期大学部学則第 26 条において、英文学科で4単位以上、生活創造学科で 14 単位以上修得しなければならないことを明記している。なお、英文学科では、2年次の専門教育科目に「英語による講義」群を配置し、「Anthropology(人類学)」「Geography(地理)」など、英語による教養教育を実施している(資料 1-14)。

大学院研究科の修士課程の各専攻においては、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、講義・演習、実習科目等のコースワークを配置し、専門分野に関する高度な知識、技能等を涵養するとともに、論文(研究)指導、修士論文又は特定課題研究指導等のリサーチワークにより、大学院の学生個々の興味関心に基づいた研究活動を保証している(資料 1-13)。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻(修士課程)を例に挙げると、講義・演習科目を基本科目、分野別研究、研究方法、関連領域の4つに区分し、分野別研究には大学院の学生がそれぞれの関心領域の研究を追求できるように、「子ども家庭福祉研究」「高齢者・高齢社会福祉研究」「スクールソーシャルワーク研究」など分野別の講義科目を配置するとともに、様々な視野からの研究方法を身につけることができるよう「質的調査研究」「量的調査研究」などの研究方法に関する講義科目を配置するほか、社会福祉研究を狭い福祉サービスの提供に限定せず、幅広く実際の

## 第4章 教育課程・学習成果

な視野を持って学びを深められるように、「社会保障財政研究」「偏見・差別問題研究」など関連領域の講義科目を配置している。また、1年次後期及び2年次前期に「論文指導Ⅰ・Ⅱ」、2年次後期に「修士論文」を配置し、1年次から論文指導を受け修士論文作成に取り組むための環境を整備している。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻(博士〔後期〕課程)では、1年次から3年次にかけて「社会福祉学特殊研究」「社会福祉学特殊演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、社会福祉学、福祉心理学、家族社会学、障害学、ソーシャルワーク、社会心理学、臨床心理学など様々な専門分野の専任教員により、大学院の学生個々の研究テーマに応じて、先行研究の批判的検討、博士論文における調査デザインの見直し、研究課題の明確化、研究計画・方法の見直し、調査の実施とデータの分析、結果と考察のまとめ、博士論文の校正、完成、提出に至るまできめ細かい指導を実施している。

教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わりについては、教学政策会議が基本方針の策定・立案、教学会議が諸施策の企画・実施を担っている。例えば、教学会議に置かれる「シラバス点検委員会」では、上記項目の一つである「個々の授業科目の内容及び方法」について、全ての授業科目についてシラバスチェックを行い、授業計画が適切になされているかを確認し、修正が必要な科目については修正の依頼を行っている。また、教育課程の編成検討にあたりカリキュラム・マップの作成や科目のナンバリングが適切に行われるよう学部・学科等に対する働きかけを行っている。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について、大学・短期大学部では、学生の社会的及び職業的自立を図るため、全学的な合意の下、毎週水曜日Ⅲ講目をキャリアデザインプログラム専用時間と位置づけている。この時間帯を活用し、学年ごとに体系的な学びを提供するとともに、学生個人のニーズにも合致するよう工夫されたさまざまな講義や演習を展開している(資料4-9)。

大学では、1年次に「学びとキャリア形成」を、2年次に「職業と人生」を大学共通科目の「キャリア教育」科目として配置し、低学年向けプログラムを単位化している。これらの科目は、受講生自らがスキルアップのための課題を見出したうえでそれらの解決に取り組み、最終的には自らのライフデザイン(キャリアデザイン)の構築へと進めることを目標とし、できる限り学生参加型のアクティブラーニングを取り入れるように工夫されている。このプログラムによって、学年毎に段階を追った一貫性のあるキャリア教育が可能となり、さらには、社会人基礎力を備えた人材育成に向けて一歩踏み込んだ教育を提供している(資料4-6)。

短期大学部では、各学科においてキャリア教育を実施しているほか、独自の伝統的な科目として総合講義「アセンブリⅠ・Ⅱ」を学科専門科目に配置し、各学科にふさわしい内容で展開している。この講義は毎回、学内外講師や卒業生による講演、音楽コンサート、映画鑑賞などを取り入れることで通常授業とは異なるユニークな内容で構成し、学生に自身と社会や人生について深く見つめ直す機会を与え、真の意味で豊かな生き方を学ぶことをねらいとするオムニバス形式の必修科目である。現在はキャリア支援科目に位置付けられ、1年次は「アセンブリⅠ」、2年次は「アセンブリⅡ」として学年ごとに年間テーマを設定して実施している(資料4-6)。

大学院では、いずれの専攻においても、各専門分野における高度な専門的職業人の養成を教育研究上の目的としており、専門分野に応じたコースワークとリサーチワークをバランスよく配置し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成している。なお、第8章 教育研究等環境で述べるとおり、大学院に在籍する全ての学生に対して研究倫理教育を実施している(資料1-13)。

以上のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体

## 第4章 教育課程・学習成果

系的に編成している。

ただし、以下の点については、改善が必要である。

- (1) 大学における大学共通科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目、並びに短期大学部における一般教育科目の編成について、カリキュラム・マップでは、全学のディプロマ・ポリシーと授業科目の対応が示されているものの、これらの授業科目区分に係るカリキュラム・ポリシーが具体的に明示されていない。(第2章において課題設定する)

### 評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点>

1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
  - ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
  - ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
  - ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
  - ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
  - ・学習の進捗と学生の理解度の確認
  - ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
  - ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
  - ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
  - ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

大学・短期大学部では、「授業科目の履修等に関する規程」を定め、単位制度の趣旨にかんがみ、履修登録の上限を下表のとおり設定し、単位の実質化を図っている(資料 4-2)。なお、上限値に関係なく履修登録が認められる科目及び編入生の履修登録については履修ガイドに明記し、学生に周知している(資料 1-12)(資料 1-14)。

■履修登録上限単位数(年間) (単位)

	1年	2年	3年	4年	計
英文学科	48	48	48	48	192
心理・応用コミュニケーション学科	48	48	48	48	192
経済学科	42	42	46	46	176
経営情報学科	42	44	42	42	170
経済法学科	42	46	46	46	180
社会福祉学科	48	48	48	48	192
心理学科	46	46	46	46	184
短期大学部英文学科	46	46	—	—	92
生活創造学科	44	48	—	—	92

2023 年度における履修登録上限超過者数と在籍者数に占める割合は、下表のとおりである。なお、第3期認証評価においては、履修登録できる単位数の上限を超えて登録する学生への対応について「引き続き指導を実施することが望まれる」との指摘を受けている。

## 第4章 教育課程・学習成果

### ■履修登録上限超過者数と在籍者数に占める割合(2023年度)

学科名	1年次			2年次			3年次			4年次		
	(A) 在籍者数	(B) 履修登録上 限超過者数	B/A	(A) 在籍者数	(B) 履修登録上 限超過者数	B/A	(A) 在籍者数	(B) 履修登録上 限超過者数	B/A	(A) 在籍者数	(B) 履修登録上 限超過者数	B/A
英文学科	135	19	14.1%	115	2	1.7%	142	2	1.4%	177	1	0.6%
心理・応用コミュニケーション学科	100	11	11.0%	105	7	6.7%	90	1	1.1%	123	2	1.6%
経済学科	171	71	41.5%	158	50	31.6%	159	23	14.5%	188	5	2.7%
経営情報学科	119	27	22.7%	110	29	26.4%	118	30	25.4%	118	9	7.6%
経済法学科	116	17	14.7%	113	45	39.8%	112	30	26.8%	128	4	3.1%
社会福祉学科	128	31	24.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉計画学科	-	-	-	92	34	37.0%	79	10	12.7%	115	7	6.1%
福祉臨床学科	-	-	-	83	29	34.9%	92	21	22.8%	108	2	1.9%
心理学科	75	0	0.0%	63	12	19.0%	63	5	7.9%	88	1	1.1%

シラバスの内容は、授業の内容や進め方等が具体的にイメージできるよう、「科目名」「単位数」「開講期」「担当教員」「備考(実務経験の有無など)」「授業の目的および概要」「授業方法」「アクティブラーニングの手法・内容」「到達目標」「授業計画」「成績評価方法」「課題に対するフィードバック」「事前・事後学習・必要時間(講義1回あたり)」「教科書・参考書」「注意事項」「参照リンク」「DPとの関連・ナンバリング」で構成されている(資料4-6)。

個々の授業は、シラバスに基づいて実施している。授業内容とシラバスとの整合性を担保する仕組みとして、大学・短期大学部で実施する授業評価アンケートにおいて、授業がシラバスの趣旨に沿って展開されたかどうかを問う項目が設定されている。学生が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の5段階で回答し、アンケート結果は授業科目担当者にフィードバックされている。

2023年度のアンケート調査では、この評価項目の平均値(大学・短期大学部の総計)は、前期4.65、後期4.73であり、授業内容とシラバスとの整合性が概ね確保されていることが示されている(資料4-10)。なお、2023年度には、FD・SD委員会とインスティテューショナル・リサーチ委員会が連携し、授業評価アンケートの結果と分析をテーマとする全学FDを実施した。この中で、授業内容とシラバスとの整合性は、授業の満足度にはほとんど影響しないものの、授業の基本的条件と考えられるとの報告がなされている(資料4-11)。

シラバスの作成は、教育支援課が年度ごとに作成する『講義要項(シラバス)作成の手引き』に基づき、各授業科目担当者が行っている。また、全学的な協力体制の下で教職員が点検を行い、記載内容に不備が見受けられる場合は教育支援課を通して授業科目担当者への修正依頼を行っている(資料4-12)。

以上の手続きを経て作成したシラバスは本学の在学生向けポータルサイト「n☆star」において公開されている。学生は講義名、教員名、キーワード(講義コードなど)学部・学科、担当教員及びフリーワードから検索することができ、必要な情報を得たうえで履修登録をすることができる(資料4-6)。

学生の主体的参加を促す取組みとして、アクティブラーニングが挙げられる。

例えば、心理・応用コミュニケーション学科の「フィールド実習Ⅰ・Ⅱ」では、講義で学んだことを地域系、教育系、野外系、産業系の現場で実践的に学び、経験値を身につけている。また、外国語科目では、ペアワーク、グループワーク、討論、発表、映像作成などの手法を用いて、学生の主体的学習を促すような授業を実践している。

短期大学部英文学科では、マードック大学「超短期受け入れプログラム」による、英文学科学生の交流事業2023年7月学生17名と教員3名の合計20名による、短期国際プログラム受け入れた。これにより、選択科目「ホスピタリティと観光」を受講する33名の学生を中心に、「アセンブリⅡ」「スタディ・スキルⅠ」へのマードック大学学生の参加により、英文学科すべての学生が、マードック大学受け入れプログラムにかかわる機会を持つことがで

## 第4章 教育課程・学習成果

きた。また、Sustainable Tourism、Regenerative Tourism に関する講義、バディープログラム、ニセコサステナブル・ツーリズム研修等々を通し、本学部参加学生の「英語を使つての学び」を深めることができた。

履修指導については、毎年度当初に開催するオリエンテーションにおいて履修方法の説明を行なっているほか、成績評価において GPA が一定の基準以下の場合、成績不振学生として修学指導の対象としている。

なお、短期大学部では、学科ごとに担任制を導入している。英文学科では、アカデミック・アドバイザー(担任)となる教員が、学生に対する履修指導に加えて、在学中の学習計画や卒業後の進路に向けての指導を行っている。生活創造学科では、履修モデル決定後は、履修モデル担当者が卒業までの担任となり、「生活学基礎演習Ⅱ」「生活創造専門演習」及び履修モデルごとの推奨科目について、履修状況や学習成果を定期的に確認する仕組みが構築されている。

1授業あたりの学生数について、2023 年度の1授業あたりの学生数は、以下のとおりである。

なお、大学共通科目の外国語科目(〇〇語 I-IV)では、原則上限 25 人の少人数クラス制を実施している。なお、WEB 履修システムにおいて、抽選機能を導入しているが、抽選漏れによって、その年度に履修機会が奪われてしまうこともあり、1年次から履修できる大学共通科目等については、卒業年次の4年次学生を優先的に登録させるなどの配慮をしている。

授業科目の分類	開講授業数	履修者数 (延べ人数)	1授業当たり 履修者数
文学部(学科専門教育科目)	762	13,799	18.1
経済学部(学科専門教育科目)	555	21,465	38.7
社会福祉学部(学科専門教育科目)	527	15,065	28.6
大学共通科目	532	23,493	44.2
外国語科目	382	8,046	21.1
教職に関する科目	79	2,079	26.3
国際交流関係科目	83	811	9.8
短大英文学科(専門教育科目)	174	4,042	23.2
生活創造学科(専門教育科目)	144	2,384	16.6
一般教育科目	55	1,123	20.4

各学部・研究科における教育の実施にあたっては、教学政策会議が基本方針の策定・立案、教学会議が諸施策の企画・実施を担っている。例えば、シラバスチェックは、上述のとおり、教学会議に置かれる「シラバス点検委員会」を中心として全学的に実施している。これにより、授業の目的や内容、評価基準等を適切に受講者に伝えること、学生が履修科目を自己の目的等にあわせて適切に選択することができる。また、学習内容の理解・促進につながることも期待される。一方、科目の到達目標がカリキュラムの教育目的と適切に結びついていないかについてはチェック項目に含まれておらず、その確認手法の確立は課題の一つである。また、授業内容とシラバスの整合性の確保については、学生による授業評価アンケートにより確認を行っている。授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数について、必要に応じて授業あたりの履修登録者数に上限を設けて履修登録する仕組みを整え、全学的な状況を確認しながら運用している。これにより、履修者数の適切な制限により、学生が適切な環境で授業を受講することができるようにな

## 第4章 教育課程・学習成果

っている。そのほか、評価項目③で述べた「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の実施にあたっては、教学会議に「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム運営」を置き、プログラムの実施計画、履修促進、点検評価・改善を審議し、この結果を教学会議に報告する体制を整備している(資料 4-7)。

以上のとおり、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

### 評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<評価の視点>

#### 1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

#### 2. 学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は 2013 年度に GPA 制度を導入した(資料 4-13)。成績評価に対応する GP は「A+、A、B+、B、C、D、F(未受験等または無資格を含む)」の7段階とし、D 以上で合格となる。成績証明書には、合格した科目及び累積 GPA のみ記載される。また、GP(Grade Point)は、「A+は 4.0、A は 3.5、B+は 3.0、B は 2.5、C は 2.0、D は 1.0、F(未受験等または無資格を含む)は 0.0」としている。単位数算定の基準については、前述のとおり、大学設置基準に基づき学則第 22 条において適切に規定している。

既修得単位の認定については、大学学則第 24 条では在学生の他大学修得単位の認定等について、大学学則第 25 条では入学生の入学前単位の認定・授与について、大学学則第 26 条では編入学生の入学前単位の認定について規定している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための取組みの例として、シラバス作成の際に教員に配布する「講義要項(シラバス)作成の手引き」に、到達目標や成績評価方法及び課題に対するフィードバック等の記載に関する留意点を明記している(資料 4-12)。

例えば、到達目標は、目標に到達した結果、どのような知識・能力などを修得できるのかを、内容を知識・能力などに分けて可能な限り具体的に記述することとし、第三者が測定することが困難な「深める・理解」といった記述を用いないこととしている。また成績評価方法は、試験もしくはレポート実施の有無の明示や各評価方法の割合には必ず数値を用いることとするほか、学生が提出したレポート等の課題に対してフィードバックする場合には、その旨を明記するよう求めている。なお、これらの手引きに基づき作成されたシラバスは、全学的な協力体制のもとで事務職員が点検を行っており、修正が必要と思われる記載については担当部署である教育支援課から授業科目担当者に確認の上、必要な修正がなされている。

卒業・修了要件は大学学則第 29 条、大学院学則第 29 条、短期大学部学則第 26 条において定められている。

## 第4章 教育課程・学習成果

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定は教学会議の議を経て、副学長が決定している。2013年度には、上述のとおり、GPA 制度を導入しており、成績評価に対応する GP は「A+、A、B+、B、C、D、F(未受験等または無資格を含む)」の7段階とし、D 以上で合格となり、単位の授与は、原則としてその授業科目について試験を受け、合格した者に対して行われている。

学位授与を適切に行うための措置について、学士課程の学位論文については、文学部に「卒業研究」、経済学部及び社会福祉学部に「卒業論文」を4年次に配置している。その履修要件や作成方法は履修ガイドを通して周知しており、授業計画や成績評価方法は各授業科目のシラバスに明示している。なお、社会福祉学部では、卒業論文作成要領とともに卒業論文に係る研究倫理指針を定めている(資料 1-13)。

修士課程の修士論文の審査については、学位規程第8条において、修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の基準を別に定めることを明示したうえで大学院要覧に明記し、大学公式ウェブサイトを通して公表している(資料 1-15)。

博士〔後期〕課程の学位論文審査については、学位規程第 10 条の4において博士論文の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行うことを明示し、博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、「大学院(博士課程)学位論文審査実施要領」にその詳細を別に定め、大学院要覧に明記し、大学公式ウェブサイトを通して公表している(資料 4-14)。

なお、文学研究科では、2022 年度に受審した大学基準協会による認証評価において「修士課程における学位論文審査基準と特定課題研究の審査基準を個別に定めているものの、重複する内容を含むことから、特定課題研究の審査における運用の実態に照らして内容を明確化することが望まれる」という評価を受けた。この評価結果をうけ、2023 年度の文学研究科委員会において検討を重ね、修士論文と特定課題研究の審査基準をあらたに設定し直し、大学公式ウェブサイト及び大学院要覧で公表している。

学位授与に係る責任体制及び手続は、「北星学園大学 学位規程」「北星学園大学短期大学部 学位規程」に明示している(資料 4-15)(資料 4-16)。

学位授与に関わる全学的なルールは、上述のとおり、学則その他大学諸規程に定められている。新たな組織体制において、大学設置基準の改正等を踏まえた全学的なルールの改訂または策定を行う際には、教学政策会議において基本方針を策定・立案し、教学会議は、教学に関する基本方針に基づき、諸施策を企画及び実施することとなる。

以上のとおり、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

- (1) 修士論文及び特別課題研究に関する審査基準について、文学研究科では認証評価を踏まえた見直しを行ったが、改訂後の審査基準には、配点が示されていない。その他の研究科では審査基準に配点を示しており、大学院全体としてのルールが不明確である。



評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<評価の視点>

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
2. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発  
 <<学習成果の測定方法例>>  
  - ・アセスメント・テスト
  - ・ルーブリックを活用した測定
  - ・学習成果の測定を目的とした学生調査
  - ・卒業生、就職先への意見聴取
3. 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

文学部では、2021年度より「文学部プロジェクト」として、取組課題「卒業時の質保証に向けた学習過程及び成果の可視化と共有による主体的な学びの促進」を設定し、ディプロマ・ポリシーに基づいたルーブリック(評価項目と基準)を開発した。このルーブリックを使って両学科の学生が自らの学びを振り返ることで主体的な学びにつなげる仕組みを導入している。また、文学部における取り組みを全学に広げることが2019年度に当時の教学会議で提案されたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検討は中断されていた。

これらの状況に基づいて、第3期認証評価(大学基準協会)では、「文学部以外の学部においては、学習成果を把握するための取り組みと学位授与方針の連関が明瞭ではないため、学位授与方針に示した知識・能力等の修得を評価することが求められる。また、大学院においては、論文審査を通じて学習成果を把握するとしているが、学位授与方針との対応性が明らかでないため、学習成果の把握・評価に関して改善が求められる。」との指摘を受けている(資料2-5)。

このことを受け、中長期計画の「強化・改革に取組む事柄」に反映したうえで、学習成果の可視化に関する改善計画書を策定した(学習成果の可視化に関する改善計画書)。改善計画書には、改善目標を掲げたうえで、以下のとおり、教育の質保証及び教学マネジメントに係る基本方針を明示している(資料1-11)(資料2-8)。

【教育の質保証及び教学マネジメントに係る基本方針】

- ・学生が自ら成長したことを実感する学修者本位の教育の質保証を実現する
- ・学生が身につける能力(DP)の再点検を行う
- ・学生が達成度を多面的に把握するための指標、学年別の到達点を明確化する(ルーブリック等)
- ・大学として、教育の質保証を発信する

この基本方針に従い、教学会議が中心となり、改善のための取組みを進めており、2024年3月に全学としてのアセスメント・プランを策定した。2024年度以降、学位プログラムごとのアセスメント・プランを具体化したうえで、学習成果の可視化と教育改善に取り組むこととしている。

以上のことから、現状として、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているとは言えない。

したがって、以下の点について、改善が必要である。

- (1) 引き続き、改善計画書に基づく取組みを推進していく必要がある。
- (2) 全学共通のアセスメント・プランを策定したものの、学位プログラムごとのアセスメント・プランは具体的に明示されていない。
- (3) 学習成果の可視化に関する取組みについて、大学・短期大学部から優先的に着手しているため、研究科に

## 第4章 教育課程・学習成果

においては、具体的な検討がなされていない。

評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
・学習成果の測定結果の適切な活用
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

各組織は、年度ごとに点検・評価を行い、次年度以降の課題を設定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な助言を行っている(資料 2-4)。

大学においては、例えば、経済学部経済法学科では、学修成果・教育課程の把握と可視化につながるよう、学科独自のスタディ・プランニング(SP)制度等の改善に努めている。2022 年度にこれまでの「修学記録」の様式を改めたが、2023 年度のカリキュラム改編を踏まえて、記載事項の調整を行った。また、提出された「修学記録」と学生ポータルサイトの「修学カルテ」を活用して、学科長が面談を希望する学生およびコース変更を申請した学生と面談を行っている(資料 4-17)。

大学院においては、例えば、社会福祉学研究科では、「社会福祉学専攻」にて、2つのワーキング・グループを設置し、「教育のあり方」「効果的な学生募集」の2面についてそれぞれ検討を進めている。検討の結果は、2024 年度後期に、研究科委員会にて報告・協議する予定である。

また、教職課程センターでは、教職志望学生数及び現役登録者の増員に向け、課題の分析に必要なデータの検討と収集に着手している。教職志望学生数の 4 年間推移を把握すべく、一例として教職支援室の入室者数について学年・学科別、月別利用者状況のデータを収集し、学生の動向を分析するための手がかりとしている。

ただし、学習成果の測定結果を活用した教育課程及びその内容や方法の点検・評価については、上述のとおり、教学会議において学習成果の可視化を目指し、全学的なアセスメント・プランを策定したものの、具体的な評価指標の設定や評価ツールの開発に向けた取り組みを行っている段階である。

なお、インスティテューショナル・リサーチ委員会では、教学政策会議及び教学会議における学修成果の可視化にかかる取組みと連携しながら、可視化の手段のひとつとなるよう既存調査の改善に着手している。

現在、教学会議及び各学科におけるアセスメント・プランの策定が完了していないことから、先行して「卒業時アンケート」「新入生アンケート」「学生生活実態調査」の3つのアンケート・調査について、学修成果・教育成果の可視化と教育改善の支援を踏まえた点検を行い、実施時期や告知方法、設問内容などを変更した。

卒業時アンケートを例に挙げると、回収率の低さが大きな課題であったため、卒業式欠席者の把握と統合して、卒業式出欠確認と卒業時調査を全員がまとめて回答する方式に変更し、周知についても教育支援課及び総務課と連携して、保護者宛ての卒業式案内文書への掲載や、n☆star での卒業生名簿発表時に調査 URL 等を添付する方式に変更した。その結果、回収率は 90%近くまで伸び、大幅に改善することができた。【過年度:12.34%(2022 年度)、11.39%(2021 年度)】ただし、設問項目は、一般的な学修成果・教育成果を測定できる項目の増設にとどまっているため、今後のアセスメント・プランをはじめとした学修成果の可視化にかかる検討状況を踏まえながら、さらなる点検及び改善を進めていく予定である(資料 4-18)。

そのほか、学生生活実態調査の結果を中心に、過去 3 年間の予習・復習時間、授業への出席率、授業理解度、中退率などを可視化した「IR レポート」や、卒業後アンケート、本学卒業生の動向調査の結果をまとめ、第 9 回教学会

## 第4章 教育課程・学習成果

議(2023年9月13日)に報告した。これを受け、教学会議は、学生の学修時間や学修行動の実態を把握し、教学マネジメント推進のための参考資料として、授業の予習復習時間、授業理解度、中退率などの分析結果を確認した。また、卒業後アンケートおよび本学卒業生の動向調査については、IR 内部質保証課が取りまとめた調査結果をもとに、教学会議およびキャリアデザインセンターが本学の教育の成果や効果を検証し、教育活動やキャリア支援の改善に活用することを確認している(資料 4-19)(資料 4-20)。

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っている(資料 1-11)。2023 年度 of 取組状況は、2023 年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- ディプロマ・ポリシー(学修目標)が卒業生の資質・能力を保証するものとして明確に定められているか点検・評価する体制を構築する。
- アセスメント・ポリシーを定め、三つの方針に基づく大学教育の成果等を適切な方法で点検・評価し、その結果に基づいた教育改善(三つの方針の見直しを含む)に取組む体制を確立する。
- ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーに基づき、学修者本位の教育の観点から体系的なカリキュラムを構築する。
- 密度の濃い主体的な学修の実現に向けてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき授業科目の精選・統合を行い、効果的なカリキュラムを構築する。
- 全学部・学科のカリキュラムにおいて主体的な学び、協働的な学びを推進する(最適な授業方法の検討も含む)。
- 学生自身が現代社会を取り巻く背景やニーズを理解し、変化する社会目標に対応できるカリキュラムを展開する。
- 学生として必要なアカデミックスキル・ICT リテラシーを形成できる初年次教育カリキュラムを構築する。
- 人文科学、社会科学、自然科学を横断し、多角的な視野と柔軟な思考力を養うリベラルアーツ教育を全学的に実践する。
- 全学科において国際力(言語教育・国際理解教育を含む)を形成するカリキュラムを展開する。
- 社会のニーズに応じた適切なりカレント教育を展開する。
- 学修者のニーズに応じた分野横断型教育を展開する。
- 学生の学修目標達成に向けて効果的・効率的に ICT を利活用できる教育方針を策定し、それに基づいた学習環境・制度を構築する。
- アセスメント・ポリシーに基づき、学修成果・教育成果を適切に把握・可視化できる仕組みを導入する。
- 学修成果・教育成果の可視化や学生による授業評価アンケート等によって得られた課題を分析し、改善方策につなげられるような FD 実施体制を確立する。
- グローバル社会で活躍できる人材を養成するため、学生の多様な海外留学を促進・拡大する。
- キャンパスにおける文化的多様性を確保するため、多様な留学生の受入を促進・拡大する。
- 在学生・協定校・高校生(学園内高校含む)等との国際交流プログラムを積極的に推進し、グローバルなブランドイメージを確立する。
- 学園内3高校での学びを大学に接続する仕組み(入試制度含む)を確立する。
- 適切かつ積極的な入学前履修科目(活動)と入学後単位認定の仕組みを確立する。
- 入学時・就学時・卒業時・卒業後(OB/OG/就職先)アンケートを実施・分析し、それに基づいた教学等の検討を

## 第4章 教育課程・学習成果

行う仕組みを確立する。

- スムーズに大学教育へ移行するための入学前教育を確立する（基礎学力向上、学びの習慣化、専門的な学びへのモチベーションの維持等）。
- IR が自律的に機能し、学内及び学外の組織や教育・研究等に関する情報の収集・分析、効率的・効果的な計画立案、戦略策定、評価及び意思決定を支援できる体制を確立する。

以上のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているが、以下の点について、改善が必要である。

- (1) 学位授与方針に明示した学生の学習成果については、「学習成果の可視化に関する改善計画書」に基づく取り組みを進めている段階であり、その結果を活用した教育課程の改善・向上には至っていない。

2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所1	<p>短期大学部英文学科におけるマードック大学「超短期受け入れプログラム」による、英文学科学生の交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マードック大学学生が、「アセンブリⅡ」「スタディ・スキルⅠ」に参加することにより、英文学科の全ての学生が、マードック大学受け入れプログラムにかかわる機会を持つことができたことは、学科のディプロマ・ポリシーに示す、英語を通じて様々な国の人々と自信を持って関わることに加えて、大学の基本理念に掲げる「異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る開かれた人間」の養成にも寄与するものである。</li> </ul>
-----	---

3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題1	<p>大学・短期大学部における、学位授与方針に明示した学生の学習成果については、「学習成果の可視化に関する改善計画書」に基づく取組みを進めている段階であり、その結果を活用した教育課程の改善・向上には至っていない。</p>
-----	--

行動計画	<p>&lt;2024 年度&gt; &lt;2025 年度&gt;</p> <p>(1) 教学会議</p> <p>① 「学習成果の可視化に関する改善計画書」に基づき、改善・向上のための取組みを進める。</p> <p>(2) 学部、短期大学部</p> <p>① 教学会議と連携して取組みを進める。</p> <p>(3) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>
------	---

課題2	<p>学習成果の可視化に関する取組みについて、大学・短期大学部から優先的に着手しているため、研究科においては、具体的な検討がなされていない。</p>
-----	--

行動計画	<p>(1) 教学会議</p> <p>① 「学習成果の可視化に関する改善計画書」に基づき、改善・向上のための取組みを進める。</p> <p>(2) 研究科</p> <p>① 教学会議と連携して取組みを進める。</p> <p>(3) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>
------	---

課題3	<p>大学院全体としての審査基準の設定に関するルールが明確でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 修士論文及び特別課題研究に関する審査基準について、文学研究科では認証評価を踏まえた見直しを行ったが、改訂後の審査基準には、配点が示されていない。一方で、その他の研究科においては、配点が明示されており、大学院としてのルールが統一されていない。</li> </ul>
-----	--

行動計画	<p>&lt;2024 年度&gt; &lt;2025 年度&gt;</p> <p>(1) 教学政策会議</p> <p>① 大学院全体としての審査基準の設定に関する基本方針を策定し、部局長会議に上程する。</p> <p>(2) 教学会議</p> <p>① 基本方針に基づき、審査基準の設定に関する企画・実施を行う。</p> <p>(3) 研究科</p> <p>① 教学会議の企画に従い、審査基準を設定する。</p> <p>(4) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>
------	--

## 第4章 教育課程・学習成果

### [根拠資料]

#### 1. 学外公開資料

資料 4-3	<a href="#">大学学則別表</a>
資料 4-4	<a href="#">大学院学則別表</a>
資料 4-5	<a href="#">短期大学部学則別表</a>
資料 4-6	<a href="#">シラバス</a>
資料 4-8	<a href="#">数理・データサイエンス・AI 教育プログラム</a>
資料 4-9	<a href="#">キャリアデザインプログラム</a>
資料 4-10	<a href="#">授業評価アンケート</a>
資料 4-17	<a href="#">スタディ・プランニング(経法 SP)</a>
資料 4-19	<a href="#">学生生活実態調査</a>
資料 4-20	<a href="#">卒業生の動向調査</a>

#### 2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

資料 4-1	カリキュラム・マップ
資料 4-2	授業科目の履修等に関する規程
資料 4-7	入学前教育結果報告書
資料 4-11	2024.02.27 授業評価アンケートFD
資料 4-12	講義要項(シラバス)作成の手引き
資料 4-13	GPA 制度に関する規程
資料 4-14	大学院(博士課程)学位論文審査実施要領
資料 4-15	北星学園大学 学位規程
資料 4-16	北星学園大学短期大学部 学位規程
資料 4-18	卒業時アンケート

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状分析

評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

<評価の視点>

1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
2. 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
  - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
  - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

全学、学部、学科及び専攻ごとに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学公式ウェブサイト、受験生 Web、入試ガイドブック等を通して公表している(資料 1-15)(資料 5-1)(資料 5-2)(資料 5-3)。

なお、具体的な入学者選抜方法と基本方針についても受験生 Web や入試要項に明示し、入学希望者が理解しやすいように配慮している。

以上のとおり、学生の受け入れ方針を定め、公表している。

評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<評価の視点>

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
2. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
4. 公正な入学者選抜の実施
5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生募集の取組みとして、各種募集広告(雑誌、新聞、ポスター等)、入試ガイドブック、学科パンフレット等の作成(Web 広報含む)、高校訪問のほか、本学に興味を持つ生徒に直接情報を提供できる貴重な機会である大学説明会・高校ガイダンスを実施している。また、本学教員が高校へ出張して講義を行う高大連携プログラムは、150 以上のテーマを用意しており、将来、大学へ進学する高校生に「学び・研究する」ことの喜びの予感を提供している(資料 5-4)。そのほか、年3回のオープンキャンパスに加えて、大学を気軽に見学できる HOKUSEI OPEN DAY(保護者向けの進学セミナー、総合型選抜対策セミナーを含む)などの学内イベントを開催している(資料 5-5)。

大学院では、毎年度の 6 月に開催する大学院進学説明会において、各専攻の教員が参加した説明会と個別の相談会を実施しており、それぞれの入学希望者の相談に応じている(資料 5-6)。

入学者選抜制度としては、一般選抜、共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別入学者選抜(社会人・帰国生徒・外国人留学生)、編入学者選抜(推薦・一般)、大学院入試を設定している(資料 5-3)。2020 年度から実施している総合型選抜では、大学や各学科のポリシーを十分に理解してもらうために、2段階の選抜を行い、1段階目の選考において、3つのポリシーを踏まえた「学修計画書」を提出することを求めている。なお、2025 年度入学者選抜から、大学全学部学科を対象として、3 月上旬に「一般選抜(Ⅱ期)」を新たに実施することとしている。

入学金、授業料、実習費など入学にかかる費用に関する情報については、大学公式ウェブサイト、入試ガイドブック及び入試要項に掲載している。また、入学後の経済的支援として、日本学生支援機構奨学金(貸与型)、高等教育の修学支援制度(給付・減免)のほか、本学独自の奨学金(成績優秀者学業奨励賞、受験生対象の奨学金として入

## 第5章 学生の受け入れ

試成績特別奨学賞など)や学費減免制度を設定し、オープンキャンパスや進学相談会において経済的支援を必要とする入学希望者やその保護者に直接説明する機会を設けている(資料 5-7)(資料 5-2)(資料 5-8)。

入学者選抜の実施体制については、教学会議のもとに設置される入学試験センターが「入学試験センター規程」に基づき、具体的な企画及びその実施の統括を実施している(資料 3-12)。入学試験センター長は、副学長の命を受け、入学試験センターの業務及び管理運営を総括している。また、センターの運営を担う入学試験センター運営委員会は、入学試験センター長のほか、各学科、研究科に所属する教育職員から各1名並びに入試課長で構成されている。各種選抜の基本方針や改革案について協議し、教学政策会議及び教学会議にて検討・決議を行い、時局に迅速に対応する体制をとっている。

公正な入学者選抜として、学生募集段階における公正、出願手続き段階における公正、試験実施時の公正、合否判定における公正などを考慮する必要がある。

学生募集段階における公正として、本学の掲げる理念・目的を実現するため学生の受入方針(アドミッション・ポリシー)を定め、公表し入試要項にて各種選抜試験の実施要領を明記している。またオープンキャンパス、進学相談会などの機会を使い、志願者のミスマッチを防ぎ、適切な学科選択を促している。

出願段階における公正として、出願書類から志願者の氏名、年齢、性別、出身校、住所や調査書に記載された内容など多くの情報が入手されるが、それらの情報の取り扱いに留意している。

試験実施時の公正として、入学者選抜は「入学試験実施規程」に基づき入試要項に従い実施している。入学志願者の多様な能力をできる限り多面的・総合的に評価できるよう、各種の客観式、記述式の検査方法を組み合わせることにより、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるように工夫している。また、試験問題の作成や点検にあたり、問題の漏洩が起らないように厳重な管理体制を敷いている。試験時も、受験生の不正行為を未然に防止するため、受験生の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、受験生の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努めている。

合否判定における公正として、特定の個人の恣意的な判断により合否判定が歪められることのないよう、入試委員会が受験者得点順一覧表を作成し、入学試験センター長が合格者決定案を決定したうえで、各学部長及び各学科長に提出している。その案を基に教授会は合格者名簿を作成し、学長が合格者を決定することとなっており、中立・公正な意思決定のための体制は確立している。

合理的配慮については、入学前の大学説明会、オープンキャンパス、個別相談の機会において、実質的な訪問や電話などにも対応し、情報提供を行っている。

受験にあたっては、入試要項に受験上及び修学上の配慮が必要な志願者への案内文を掲載している。志願者からの事前相談に基づき、入試課と学科でその取扱いについて協議を行い、入学試験センター長が合理的な配慮の方法を決定することで、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施体制を整備している(資料 5-3)。

入学者選抜時の配慮だけでなく、入学後の配慮についても本学のアクセシビリティ支援室の活動を周知し、具体的な配慮策についても講じている。

以上のとおり、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入



## 第5章 学生の受け入れ

学者選抜を公正に実施している。

評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<評価の視点>

1. 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員及び収容定員の適切な設定
- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、大学学則第7条、大学院学則第6条の2、短期大学部学則第2条の2に定めている(資料1-5)(資料1-6)(資料1-7)。

また、入試結果(志願者・合格者)は受験生 Web を通じて公表している(資料5-9)。

2024年度入学定員充足率は、以下のとおりである。

学部	学科	入学定員 (人)	入学者数 (人)	定員充足率 (%)
文学部	英文学科	131	127	0.97
	心理・応用コミュニケーション学科	96	110	1.15
経済学部	経済学科	161	174	1.08
	経営情報学科	107	118	1.10
	経済法学科	116	143	1.23
社会福祉学部	社会福祉学科	120	124	1.03
	心理学科	70	80	1.14
短期大学部	英文学科	120	64	0.53
	生活創造学科	80	47	0.59
文学研究科	言語文化コミュニケーション専攻(修士課程)	8	4	0.50
経済学研究科	経済学専攻(修士課程)	10	2	0.20
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(修士課程)	8	4	0.50
	臨床心理学専攻(修士課程)	4	3	0.75
	社会福祉学専攻(博士課程)	3	2	0.67

2024年度編入学者選抜については、一般・推薦で45名の志願者で前年比5名減少した。定員充足率は60.6%となっている。

収容定員充足率は、大学公式ウェブサイトを通じて公表している(資料5-10)。

2024年5月1日現在の収容定員充足率は、大学の各学科で104.5%~112%と概ね適正な水準となっているが、一般選抜など試験種別によっては、志願者の減少が顕著にみられることから、2025年度入試に向けて、各種選抜の募集人員の配分の見直しや、受験機会の拡大(一般選抜Ⅱ期)といった改善を図った。

短期大学部の両学科の収容定員充足率は、いずれも61.3%であり、定員充足ができていない状況が続いている。また、北海道内の18歳人口が著しく減少していることに加え、新型コロナウイルスの影響もあり、こうした情勢を多角的に検討した結果、学校法人北星学園は、2024年2月20日に開催した理事会において、北星学園大学短期大学部の学生募集を、2024年度募集(2023年度中に実施される2024年4月入学生対象の入学試験)を最後に、2025年度以降停止することを決定した(資料3-1)。

## 第5章 学生の受け入れ

大学院は、文学研究科で 37.5%、経済学研究科で 10.0%、社会福祉学研究科では、社会福祉学専攻(修士課程)で 75.0%、臨床心理学専攻(修士課程)で 87.5%であり、社会福祉学専攻(博士課程)55.6%となっており、厳しい状況が続いている。このことについては、第2期認証評価に引き続き、第3期認証評価においても改善課題として指摘されたことを踏まえ、中長期計画の「強化・改革に取り組む事柄」に反映したうえで、大学院の定員管理に関する改善計画書を策定した。改善計画書には、改善目標を掲げたうえで、大学院の今後の在り方について(2023年7月19日部局長会議確認)を基本方針として明示した(資料 1-11)(資料 2-9)。2025年度から入学定員を縮小したうえで、大学院教育の充実や、募集活動の強化に関する検討を行うこととしている。

以上のことから、特に、大学院及び短期大学部においては、現状において、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているとは言えない。

したがって、以下の点について、改善が必要である。

- (1) 大学院における収容定員充足率について、低い水準が続いている(取組中:評価項目④参照)。
- (2) 大学における3年次編入学定員充足率について、低い水準が続いている。

評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

### (1)各組織

各組織は、その所掌事項について点検評価を毎年度実施し、必要に応じて改善方策を策定の上、報告書を自己点検評価・内部質保証委員会に提出している。

例えば、社会福祉学研究科では、遠隔授業の導入を含めた、多様な学びの機会の保証を踏まえ、大学近郊以外の地域からも志願者や入学者(リカレントを含む)を安定的に確保する方策の検討を行い、遠隔授業については2024年度から、社会福祉学専攻において全面的に実施することとした。

また、入学試験センターでは、入学手続きに係わるシステムの適切性について検証を行い、一般選抜及び共通テスト利用選抜における既存の web 出願システムの一部を見直すことで、入学手続きに係わる作業の効率化に努めた。しかしながら、一部の出願書類については郵送による対応となっていることや、その他の各種選抜における web 移行については、今後の検討課題となっている。

### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。2023年度の取組状況は、2023年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 学内3高校での学びを大学に接続する仕組み(入試制度を含む)を確立する。
- アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うための入試制度と広報体制を確立する。
- 短期大学部から3年次編入学生を確保するための方針の決定と取り組みを実施する。
- 適切な編入学定員を設定する。
- 学びの内容・通い易さ等の両面において社会人のニーズに適した教育プログラムと実施形態を確立する。

## 第5章 学生の受け入れ

- 時間的・地理的制約を受けずに、十分な水準の教育を受けられる教育システムや入試制度を確立する。
- 適切な研究科の構成や入学定員を設定する。

以上のとおり、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	なし
------	----

3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	大学院における収容定員充足率について、低い水準が続いている。
行動計画	<p>&lt;2024年度&gt;&lt;2025年度&gt;</p> <p>(1) 教学政策会議</p> <p>① 必要に応じて、全学にまたがる事項に方針を立案し、部局長会議に上程する。</p> <p>(2) 研究科・広報委員会・入学試験センター</p> <p>① 「大学院の定員管理に関する改善計画書」に基づき、改善・向上のための取組みを進める。</p> <p>(3) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

課題 2	大学における3年次編入学定員充足率について、低い水準が続いている。
行動計画	<p>&lt;2024年度&gt;</p> <p>(1) 企画運営会議</p> <p>① 短期大学部の学生募集停止に伴い、編入学定員の今後の取扱いについての方針を策定する。</p> <p>② 上記の方針を踏まえて、編入学定員充足に向けた取組みの計画について検討する。</p> <p>(2) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

## 第5章 学生の受け入れ

### [根拠資料]

#### 1. 学外公開資料

資料 5-1	<a href="#">3つのポリシー   北星学園大学 受験生 Web</a>
資料 5-2	<a href="#">デジタルパンフレット</a>
資料 5-3	<a href="#">入試要項</a>
資料 5-4	<a href="#">高大連携プログラム</a>
資料 5-5	<a href="#">オープンキャンパスレポート</a>
資料 5-6	<a href="#">大学院進学説明会</a>
資料 5-7	<a href="#">学費・奨学金</a>
資料 5-8	<a href="#">学費減免制度</a>
資料 5-9	<a href="#">入試結果</a>
資料 5-10	<a href="#">収容定員・在学生数</a>

#### 2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

なし

## 第6章 教員・教員組織

### 1. 現状分析

評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

<評価の視点>

1. 大学として求める教員像の設定
  - ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学は「求める教員像」を設定するとともに、「教育職員組織の編成方針」を策定し、教職員ホームページ及び大学公式ウェブサイトへの掲載によって広く学内外に公表している(資料 6-1)。

求める教員像では、「キリスト教(プロテスタント)に基づく教育に賛同でき、協力できる者」をはじめ、教育研究上の業績及び能力や姿勢、3つのポリシーの実現に貢献できることなどを明記している。

教育職員組織の編成方針では、「大学設置基準」「大学院設置基準」「短期大学設置基準」等の関連法令に基づき、適切な教育職員を配置するとともに、収容定員に対する教育職員一人あたりの学生数に考慮した教育職員組織を適切に編成することを明示している。

また、専門分野について教育上および研究上の優れた実績を有し、指導能力と高い見識があると認められる教員を配置し、職位、年齢、性別に考慮した適正な教育組織を編成することに加えて、主要授業科目の担当、教育職員の募集・採用・昇格、教育内容改善のための組織的で体系的な研修等について定めている。

以上のように、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示している。

評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<評価の視点>

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
2. 適切な教員組織編制のための措置
  - ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
  - ・各学位課程の目的に即した教員配置
  - ・国際性、男女比
  - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
  - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置
  - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
  - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
3. 教養教育の運営体制

大学・短期大学部の専任教員は、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、適切な人数を配置している(資料 6-2)。

大学院研究科における教員組織の編成は、すべての教員が研究指導教員となっており、いずれの専攻においても大学院設置基準上必要とされる研究指導教員数及び研究指導補助教員数の基準数計を満たしている。

2023年度において、大学では、専任教育職員115人の内、外国人教員は12人(10.4%)であり、男女比は、男性89人(77.4%)、女性25人(22.6%)となっている(資料 6-3)。

## 第6章 教員・教員組織

短期大学部では、専任教育職員 16 人の内、外国人教員は 4 人(25%)であり、男女比は、男性 10 人(62.5%)、女性 6 人(37.5%)となっている(資料 6-4)。

特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮について、本学では毎年度「専任教員年齢構成」を作成し、専任教員の年齢を 26 歳から 71 歳以上までの 10 段階で集計している。2023 年5月1日現在の大学・短大全体の年齢構成は、31～35 歳が 6 人(4.7%)、36～40 歳が 9 人(7.0%)、41～45 歳が 17 人(13.3%)、46～50 歳が 21 人(16.4%)、51～55 歳が 15 人(11.7%)、56～60 歳が 20 人(15.6%)、61～65 歳が 23 人(18.0%)、66～70 歳が 17 人(13.3%)と幅広い年代による教員構成となっている(資料 6-5)。

方針において、「教育展開上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教育職員が担当する。」と定めている。具体的にどの授業科目が主要授業科目であるかは明確でないので、現在明確にする検討を進めている。なお、実態として、学科専門分野の導入基礎となる必修の入門授業科目、各学科における基礎演習科目や専門演習科目、卒業研究科目、卒業論文科目など学科の核となる専門教育科目は、専任教員が担当している(資料 4-6)。

大学院の研究指導教員の選考及び決定については「大学院担当教員の選考に関する規程」に定めるとおり、当該研究科長が研究科委員会の議を経て行っている(資料 6-6)。

また、業績審査の基準は、「大学院担当教員の選考に係る業績審査の基準に関する申合わせについて」において研究科ごとに設定し、研究指導教員に求める資格を明確にしている(資料 6-7)。

教員の授業担当負担については、大学評議会における申し合わせ「大学及び短期大学部の教育研究体制に係る基準等について」に基づき、学部の授業のみを担当する者の持ちコマ数は通年で5コマ以上、学部の授業科目以外に大学院の授業科目も担当する者の持ちコマ数は、学部及び大学院の授業科目を合わせて通年で8コマ以内としている。また、役職者の負担軽減のため、それぞれ持ちコマの上限を定めている。学部長は学部の授業科目のみを担当する場合は通年で3コマまでとし、大学院修士課程の授業科目を担当する場合は4コマまで、博士〔後期〕課程の授業科目を担当する場合は5コマまでとしている。スミス・ミッションセンター部長及び学生部長は学部の授業科目のみを担当する場合は通年で4コマまでとし、修士課程及び博士〔後期〕課程の授業科目を担当する場合は5コマまでとするほか、チャプレンの持ちコマは3コマを超えないものとしている(資料 6-8)。

教養組織の運営体制について、大学では、大学共通科目(人間科学、人文科学、自然・数理科学、社会科学、地域と世界、キリスト教学、キャリア支援、外国語)を置き、全学部の学生を対象として教養教育を展開している。大学共通科目の内、外国語分野は言語教育部門が担い、その他の分野は共通科目部門によって運営されている。短期大学部では、一般教育科目(基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目、キリスト教科目)を置き、両学科の学生を対象として教養教育を展開しており、教授会によって運営されている(資料 3-2)。

以上のように、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

ただし、以下の点については、引き続き検討が必要である。

## 第6章 教員・教員組織

- (1) 方針において、「教育展開上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教育職員が担当する。」と定めているが、具体的にどの授業科目が主要授業科目であるかは明確でない。

### 評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

<評価の視点>

1. 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
2. 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に定めるとおりである（資料 6-9）。

募集要項には応募資格として、キリスト教（プロテスタント）に精神的基盤を置く本学の教育方針に賛同できることを明記している（資料 6-10）。

2024年4月1日付けで新規採用とした専任教員9名については、学科・部門からの欠員充足の要請に基づき、教授会・教学会議で協議を行い、公募手続を進めている。その後、規程に基づき採用選考小委員会を設置し、報告された採用候補者案を受けて教授会において無記名投票を行い、学長にその決定を内申し、常任理事会において採用が承認されている。

ただし、定年齢 65 歳で専任教員を退職後、特別専任教員で採用する場合の手続については、慣例として「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に則っていない。

以上のとおり、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

ただし、以下の点については、引き続き検討が必要である。

- (1) 定年齢 65 歳で専任教員を退職後、特別専任教員で採用する場合の手続については、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」とは異なる慣例によっている。

### 評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

<評価の視点>

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）については、大学学則第3条の2第Ⅱ項、大学院学則第3条の2第Ⅱ項、短期大学部学則第1条の3第Ⅱ項において、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努めることを明示している（資料 1-5）（資料 1-6）（資料 1-7）。

この規程に基づき、「FD・SDに関する規程」を定め、FD・SD委員会を設置している（資料 6-11）。

FD・SD委員会は、「北星学園大学 求める教職員像及び人材育成の目標・方針」に基づき、全学的なFD・SDの基本方針を体系的に策定し、これを推進するとともに、全学的な観点から本学のFD・SDの実施体制及びその内容について点検・評価し、FD・SDの実施組織に対して適切な助言・指導を行い、管理・把握・調整することを任務とする。この任務に従い、2023年4月に「北星学園大学におけるFDの基本方針」を定め（同年10月に改訂）、この方



## 第6章 教員・教員組織

針に基づきFD活動を組織的に実施している(資料6-12)。

この方針に基づき、2023年度は以下のとおりFD活動を組織的に実施した。

### ①大学(3件)

### ②研究科・学部・学科・部門・センター等(18件)

- ・文学研究科、文学部、英文学科、心理・応用コミュニケーション学科
- ・経済学研究科、経済学部、経営情報学科、経済法学科
- ・社会福祉学研究科、社会福祉学部、社会福祉学科、心理学科
- ・短大英文学科、生活創造学科
- ・経済学科・共通科目部門合同、言語教育部門
- ・教職課程センター、学習サポートセンター

### ③教育職員個人

- ・具体的取組みは実施できていない。

なお、2024年度には、以下のFDを予定している。

- (1)アセスメント・ポリシーが策定された場合、それを理解するFDを実施する。
- (2)教育職員個人レベルのティーチング等を共有するため、モデルティーチャー顕彰者によるFDを実施する。
- (3)2025年度のBYOD実施に向けたFDを実施する。

本学は、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価及びその活用に関する取組みとして以下の活動を行っている。

教育活動については、第4章で述べたとおり、隔年で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各教員が授業改善に役立てているほか、2014年度からFD委員会において、モデルティーチング顕彰を実施しており、「モデルティーチング顕彰制度実施要項」に基づき、授業評価アンケート結果に基づくモデルティーチング実践教員を顕彰している(資料6-13)。

また、教員評価については、学長を委員長とする教員評価委員会による検討が進められている。「研究活動」、「教育活動」、「社会貢献」及び「管理運営」の4項目についてのデータを試験的に収集し、教員の総合評価を試験的に実施している。試験的教員評価の集計結果については、配点表により単位×配点を評価項目別に個及び学部ごとに集計し、全教員の配点と学部平均値を学内で公開しているため、教員は、相対的かつ客観的に自己の評価を把握することができる。一方で、文部科学省が求める質的評価や2019年度に外部評価で意見として挙げられた人事考課への反映については今後の検討課題である。

以上のとおり、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

ただし、以下の点については、引き続き検討が必要である。

- (1)学修者本位の教育を実現するために必要な組織的かつ体系的なFD実施体制が確立されていない。

評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

### (1)各組織

各組織は、その所掌事項について点検評価を毎年度実施し、必要に応じて改善方策を策定の上、報告書を自己点検評価・内部質保証委員会に提出している。

例えば、学科、部門及び教職課程センターでは、各教員組織の構成を年度ごとに点検し、教授会又は教学会議に必要な欠員充足の要請を行っている。

また、FD・SD 委員会では、①大学、②研究科・学部・学科・部門・センター等における FD 実施状況は、FD・SD 委員会の開催ごとに、各実施組織から提出される FD 実施報告書に基づき、点検評価を行っている。また「FD の基本方針」を 10 月に一部見直し、ブラッシュアップを図っている。さらには、2024 年2月には、積年の課題であった、授業評価アンケート結果に基づく授業改善に係る FD を、インスティテューショナル・リサーチ委員会の協力のもと、実施するなど、FD 活動を活性化させるための改善を図っている。

### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている(資料 1-11)。2023 年度の実績は、2023 年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 学修者本位の教育を実現するために必要な組織的かつ体系的な FD 実施体制を確立する。
- 全教員のティーチング及びコーチングに対する適切な理解形成とそれらを実現するための ICT リテラシーを形成する。
- 「教学マネジメント指針」や高等学校の新学習指導要領に対応した教育を推進する教職員組織を確立する(大学設置基準改正にも対応)。
- 教員の総合評価について、量的評価・質的評価を用いて総合的な観点から評価を行える体制を構築し、その評価を用いて教員の教育研究の活性化及びその水準の向上につながる制度を推進する。
- 「教学マネジメント指針」を踏まえた授業科目の精選を行うことで、教員の持ちコマ基準と非常勤講師コマ数の最適化を図りつつ、教育研究と経営のバランスが取れた教員定数を設定する。

以上のとおり、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	なし
------	----

3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	教育職員組織の編成方針において、「教育展開上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教育職員が担当する。」と定めているが、具体的にどの授業科目が主要授業科目であるかは明確でない。
行動計画	<p>&lt;2024年度-2026年度&gt;</p> <p>(1) 教学政策会議</p> <p>① 主要授業科目について、基本方針を立案し、部局長会議に上程する。</p> <p>(2) 教学会議</p> <p>① 基本方針に基づき、学位プログラムごとの主要授業科目の設定を企画・実施する。</p> <p>(3) 各学部・研究科(学科・専攻を含む)</p> <p>① 教学会議の企画に従い、主要授業科目を設定する。</p> <p>(4) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

課題 2	定年齢 65 歳で専任教員を退職後、特別専任教員で採用する場合の手続きについては、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」とは異なる慣例によっている。
行動計画	<p>(1) 部局長会議</p> <p>&lt;2024年度&gt; &lt;2025年度&gt;</p> <p>① 規程と実態の乖離を解消するための方策を検討・決定する。</p> <p>(2) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>&lt;2024年度&gt; &lt;2025年度&gt;</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

課題 3	学修者本位の教育を実現するために必要な組織的かつ体系的な FD 実施体制が確立されていない。
行動計画	<p>(1) FD・SD委員会</p> <p>&lt;2024年度&gt;</p> <p>① FDを体系化するために必要な諸課題の整理、状況把握及び分析を行う。</p> <p>&lt;2025年度&gt;</p> <p>① 状況把握及び分析結果を基に、体系的なFDを実施する。</p> <p>&lt;2026年度以降&gt;</p> <p>① FDの実施内容について点検評価を行い、必要があれば見直しを加える。</p> <p>(2) 自己点検評価・内部質保証委員会</p> <p>&lt;2024年度-2026年度&gt;</p> <p>① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

## 第6章 教員・教員組織

### [根拠資料]

#### 1. 学外公開資料

- 資料 6-1 [求める教員像及び教育職員組織の編成方針](#)
- 資料 6-2 [教員組織](#)
- 資料 6-5 [2023 年度専任教員年齢構成](#)
- 資料 6-10 [教職員採用情報](#)

#### 2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

- 資料 6-3 学校基本調査\_\_学生教職員等状況表(大学)
- 資料 6-4 学校基本調査\_\_学生教職員等状況表(短大)
- 資料 6-6 大学院担当教員の選考に関する規程
- 資料 6-7 大学院担当教員の選考に係る業績審査の基準に関する申合わせについて
- 資料 6-8 大学及び短期大学部の教育研究体制に係る基準等について
- 資料 6-9 教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程
- 資料 6-11 FD・SDに関する規程
- 資料 6-12 FD・SDの基本方針
- 資料 6-13 モデルティーチング顕彰制度実施要項

## 第7章 学生支援

### 1. 現状分析

評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

<評価の視点>

1. 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

北星学園大学の基本理念に掲げる「見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人」の育成を実現するために、学生が自由に真理を探究し、充実した豊かな学生生活を送ることができるよう、「学生支援に関する方針」を策定している(資料 7-1)。

方針には、修学支援(学習支援、アクセシビリティ支援、国際交流及び留学支援)、学生生活支援(経済的支援、課外活動、学生相談)及び就職支援(キャリアデザイン支援、資格取得)に関する姿勢を明示し、学生支援の基本姿勢を「個々の教職員が正義と良心に従い、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見ること」としている。また、学生支援に関する方針は大学評議会で決議し、教職員ホームページ及び大学公式ウェブサイトにおいて公表するとともに、本学が発行する学生生活支援冊子「Campus Guide」に掲載することによって学内外への周知を図っている(資料 7-2)。

以上のとおり、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示している。

## 第7章 学生支援

評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点>

1. 学生支援体制の適切な整備
2. 学生の修学に関する適切な支援の実施
  - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
  - ・正課外教育
  - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
  - ・障がいのある学生に対する修学支援
  - ・成績不振の学生の状況把握と指導
  - ・留年者及び休学者の状況把握と対応
  - ・退学希望者の状況把握と対応
  - ・奨学金その他の経済的支援の整備
  - ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3. 学生の生活に関する適切な支援の実施
  - ・学生の相談に応じる体制の整備
  - ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
  - ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
4. 学生の進路に関する適切な支援の実施
  - ・キャリア教育の実施
  - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
  - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
  - ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援に関する方針を構成する項目に対応する組織は、下表のとおりである(資料 3-13)(資料 3-14)(資料 3-5)(資料 7-3)(資料 3-6)(資料 3-7)。

学生支援に関する方針を構成する項目		項目に対応する組織
修学支援	学習支援	学習サポートセンター
	アクセシビリティ支援	アクセシビリティ支援室
	国際交流・留学支援	国際教育センター
学生生活支援	経済的支援、課外活動	学生支援委員会
	学生相談	学生相談センター
就職支援	キャリアデザイン支援、資格取得	キャリアデザインセンター

2020 年度からは学生部を設置するとともに学生部長を配置し、これまで副学長が担っていた学生支援委員会の議長を学生部長が担当することで学生支援体制のさらなる強化を図っている。また、学生部長を議長とする学生支援連絡会議において、学生支援委員会、学生相談センター、アクセシビリティ支援室、学習サポートセンター、キャリアデザインセンターが定期的に情報を共有している。

また、全学的な学生への相談体制として、全教員にオフィスアワーを設定し、教員が学生からの授業や学生生活に関する質問や相談に応じる体制を整備している(資料 7-4)。

〔修学支援〕

学生の自主的な学習を促進するための支援として、2015 年 4 月に学習サポートセンターを設置し、同年 10 月には学生の主体的な学習、さまざまな学びを支援する施設としてセンター棟を改修し、ラーニング・コモンズを開設した。ラーニング・コモンズでは、セミナーや個別支援を通じて学習に関する学生の様々なニーズに応えているほか、学

## 第7章 学生支援

生助成制度や成果発表会の開催を通じて主体的な取り組みを促す機会を提供している(資料 7-5)。また、本学学生で組織する「北星ピア・サポーター」が学生の時間割作成、授業や課題の相談などに対応している(資料 7-6)。

正課外教育の一例として、言語教育部門や国際教育センター、スミス・ミッションセンターが中心となり、外国語上映会、語学検定試験対策講座、自主学習会のレクチャー、イングリッシュ・ランチタイム、外国語朗読会、イングリッシュ(バイリンガル)チャペルタイム、English だべり場、ゴスペルを学ぶ会、英語による国際料理体験等、様々なイベントを実施し、学生の言語学習の動機付けを図っている。短期大学部英文学科においても、理解進度の速い学生や優れた学生に対する学習上の配慮や学習支援については、さらなる向学心を満たし、英語に接する機会を持てるように、カンパセーション・チューターと、ライティング・チューターを配置している(資料 1-14)。このような積み上げの結果として外国語科目英語副専攻の学生が 2023 年 3 月に開催された「社会人基礎力育成グランプリ」全国大会に出場し、「異文化間チームビルディングのためのマレーシア企業との協働イベント Global Fireside Chat」というテーマで発表を行い、準大賞を受賞した(資料 7-7)。また、中国語では、全日本中国語スピーチコンテスト北海道大会にて本学学生が優勝と準優勝の結果を収めた(資料 7-8)。韓国語では「韓日交流作文コンテスト 2023」の参加者を指導し、「海外事情(韓国語)」履修者 1 名が「韓国語エッセイ 一般部門」で佳作を受賞する結果を得た(資料 7-9)。

また、教職課程センターでは、教育実習や教員採用試験の準備に向けた取り組みを積極的に行っている。教職を目指す学生の動機づけを目的とした「ワールドカフェ」「わいがや」等のイベント開催、札幌市教育委員会との連携及び北海道教育委員会主催の学生ボランティアへの斡旋を行っている。札幌市教育委員会との連携による学生ボランティアでは、札幌市内の小中学校に本学学生を派遣しており、児童・生徒との交流を深めるとともに、現場で働く教職員の様子や雰囲気を感じることができる貴重な機会となっている(資料 7-10)。

そのほか、本章で後述する「学び」のための学生助成制度や、第9章で述べる国際交流プログラムの実施を通じて学生の自主的な学びや取組みを促進し、学生・留学生が交流する機会を提供している。

本学は開学以来、教育目標の1つとして「国際性」を掲げ、国際交流への取組みを積極的に推進しており、1965年のアメリカ「ルイス&クラーク大学」との姉妹校提携により国際交流を開始し、現在は 10 の国・地域、21 大学との協定校ネットワークによる交換留学プログラムを展開している(資料 7-11)。国際教育センターは、国際教育センター規程に基づき本学と海外の大学との教育研究上の交流及び留学生の受け入れプログラム等を統括・推進している。国際教育課は国際教育センターの日常的な業務を所掌しており、提携校からの交換留学生のための全てのプログラムを調整し、日本滞在中の留学生へのサポートを行っている(資料 7-12)。なお、本学の国際教育を推進するため、2024 年度には、受入留学生の住居の充実を含む派遣(受入)留学体制の整備について重点的に検討するほか、認定校留学制度にかかる調査、全学部を対象とした語学集中コースの検討、国際交流関係科目の改編、国際共修プログラム等について検討を進めることとしている。

アクセシビリティ支援室では、アクセシビリティ支援室規程に基づき、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生の障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証するために必要な合理的配慮に基づく支援を実施している。2023 年度から、アクセシビリティ支援室に勤務するスタッフとして助教 1 名が加わり、CSW との 2 名体制で入学前支援、修学支援、進路支援等の学生支援にあたっている(資料 7-13)。支援内容の一例として、聴覚障害のある学生には、学内で開催する「ノートテイク養成講座」を修了した学生が二人一組となって授業に入り、講義内容をパソコン入力によりリアルタイムに文字化して伝えることで情報保障を図っている。また、キャリアデザイ

## 第7章 学生支援

ンセンターでは、障がいのある学生や困難を抱えている学生への支援は個別で行い、本人の意思確認の基、学内関係部署のほか、学外機関とも連携し支援を行っている。

学生の成績及び学籍情報は、教育支援課が教務システムにより常時把握している。また必修科目などの授業出席調査を教員に依頼して集約しているほか、単位修得状況、成績状況を勘案して、修学面談を行い、指導助言を行っている。これらの取組みを実施したうえで学期 GPA が 1.60 を下回り修業年限(4 年又は2年)での卒業が難しいと判断された成績不振の学生は、学科長との面談指導の対象となるほか、累積GPAが 1.00 を下回り卒業の見込みがないと判断された場合又は大学において 30 単位未満除籍制度に該当する危険性があると判断された場合は退学勧告を行っている。なお、退学勧告には強制性はなく、このまま成績が改善されなければ卒業できない、あるいは途中で除籍となることを警告するものである(資料 1-12)(資料 1-14)。

留年者については、学則に定める最長在学年限(大学:8年、大学院:6年、短大:4年)を超えたものは、大学学則第 16 条、大学院学則第 14 条、短期大学部学則第 17 条に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が除籍している(資料 1-5)(資料 1-6)(資料 1-7)。

休学希望者については、大学学則第 13 条、大学院学則第 11 条、短期大学部学則第 14 条に基づき、学部長又は学長に願ひ出て、その許可を得て休学している。

退学希望者については、退学に関する相談及び手続きの窓口となる教育支援課が状況を把握している。止むを得ない理由により退学しようとする者は、大学学則第 15 条、大学院学則第 13 条、短期大学部学則第 13 条に基づき学長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

奨学金等の経済的支援制度については、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自の給付型奨学金として、成績優秀者学業奨励賞があり、2 年次、3 年次、4 年次の各学科の成績優秀者(上位 20 分の 1 以内または 5 位以内:人数の多い方)に返還不要の奨励金が給付される。また、北星学園大学初代経済学部長松田武雄の寄附により設けられた松田奨学金では、学業成績及び人物が優秀な2年次以上の経済学部の学生に年額 60,000 円の一時金を授与している。減免制度による経済的支援として、大学では、一般科目等履修生減免、特別科目等履修生減免、研究生減免、留年生減免、大学院修士課程減免、大学院博士課程減免、派遣留学生帰国後減免、外国人留学生減免、社会人選抜減免、入試成績特別奨学賞、障害者減免及び資生堂児童福祉奨学生、大学等における修学支援に関する法律による授業料等減免を整備している。また、短期大学部でも、留年生減免、外国人留学生減免、社会人選抜減免、入試成績特別奨学賞、障害者減免、資生堂児童福祉奨学生減免、大学等における修学支援に関する法律による授業料等減免、短期大学部学園内進学者入学金減免等、幅広い層への経済支援制度を整備している。そのほか、学校法人北星学園による男子学生対象の「有馬・安孫子・手島・時任・永澤奨学金」や北星学園女子中学校同窓会による女子学生対象の「スミス・モンク・エバンス奨学金」が設けられており、本学学生を含む学園の生徒及び学生が対象者となっている。

なお、国による高等教育の修学支援新制度については、2023 年度における授業料等減免対象者及び給付奨学生の数の合計(年間)は大学 516 名、短大 61 名であった(資料 7-14)(資料 7-15)。

入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は学則に定め、上述の奨学金や授業料免除等の経済的支援に関する情報とともに、大学公式ウェブサイト、在学生向け学生生活支援冊子「Campus Guide」、本学受験生向け情報サイト「受験生 Web」及び「入試ガイドブック」に掲載し、入学希望者や在学生への周知を図っている(資料 5-7)(資料 5-8)(資料 7-2)(資料 5-2)。

〔学生生活支援〕



## 第7章 学生支援

学生の生活支援に関する体制については、学生からの学生生活に関する相談体制として、教員のオフィスアワーの設定、総合相談窓口、学生相談室を整備し、学生向けポータルサイト「n☆star」を通して周知している。

ハラスメント防止のための体制整備としては、本学は「危機管理に関する規程」に基づき、学長を委員長とする全学危機管理委員会を設置している(資料 7-16)。

全学危機管理委員会は、本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討及び実施するとともに、防止に資する啓発、研修活動を行っている。

現に問題が発生した場合には、「危機管理に関する規程」に基づき、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会又はセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会を直ちに組織する体制を整備しており、学生及び教職員等にとって良好な大学環境を確保している。キャンパス・ハラスメントの申立てを受ける窓口を学内外に設置し、大学外の窓口を男女各 1 人の弁護士、大学内の窓口を総合相談窓口としているほか、チャプレン室、各課窓口、国際教育センター、医務室及び学生相談室がその役割を果たせるよう整備している。また、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申立て及び相談に応ずるため、各学部から男女各 1 人、短期大学部から男女各1人、国際教育センターから1名、学生相談室相談員及び保健師を相談員として指名し、在学生向けポータルサイト n☆star で相談員の所属及び氏名を公表している(資料 7-17)。

学生相談センターに設置する学生相談室では、学生生活上のさまざまな悩みについて、心の専門家である相談スタッフ(臨床心理士)が相談に応じている。また、学生相談室だより「Lila」を年 4 回発行し、学生の心身の健康増進並びに保健衛生及び安全への注意喚起を目的としたコラムを掲載するとともに、学生相談室の利用案内や精神科医による月2回の「心の健康相談」について周知を図っている。なお、2023 年度の学生相談室利用者数は 793 人(実人数 206 人)であり、この内、学生の利用者数は、588 人(実人数 99 人)であった(資料 7-18)。

### 〔進路支援〕

学生の進路支援に関する取組みについて、本学は、キャリアデザインセンターを設置し、キャリアデザインセンター規程に基づき、キャリアデザイン支援やエントリーシートの添削及び面接練習等の就職相談、求人者の開拓など、学生の就職等の進路選択を支援するための活動を企画し、その実施を総括するとともに、学生の就職先を広く開拓し、学生がその資質や能力に適した就職先を確保するための支援を行っている。また、第4章で述べたとおり、本学は全学的な合意のもと、毎週水曜日Ⅲ講目をキャリアデザインプログラム専用時間として位置付けている。1、2年次の大学共通科目にキャリア教育科目を配置し、低学年向けプログラムを単位化し、3、4年次(短大1、2年次)では、正課外でのプログラムを通年開講しており、インターンシップ説明会や SPI 対策講座、航空業界、公務員、福祉専門職及び教員などの各種専門職の資格に関するガイダンス等、実際の就職活動に欠かせない情報をタイムリーに提供している(資料 7-19)。

博士〔後期〕課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供として、本学としてのプレ FD 等の機会は設定していないが、北海道大学の高等教育研修センターが博士課程大学院生を対象として教育の経験を附与するための研修会を主催しており、教育支援課はその都度、開催案内を本学の大学院博士課程に在籍する学生に周知している(資料 7-20)。

学生の正課外活動(部活動等)を充実させるために学生支援委員会を設置し、学生支援委員会規程に基づき、学生の生活指導、課外活動及び福利厚生等に係る制度の整備及び支援を行っている。2020 年度には「サークル顧問への手引き」の内容を刷新し、学生の安全性を重視したほか、上述のとおり、学生部を設置するとともに学生部長

## 第7章 学生支援

を配置し、これまで副学長が担っていた学生支援委員会の議長を学生部長が担当することで学生支援体制のより一層の強化を図っている。

大学規程第 148 条に基づき、大学事務局には学生生活支援課を置き、学内団体の設立、継続及び解散手続き、学外者との活動に係る事前事後の届出管理、各種サークル援助金の交付、施設設備及び機器備品の利用等に関する業務を行っている(資料 3-2)。コロナ禍を経て、大学の取り決めやノウハウが引き継がれていない団体が多いことから、学生生活支援課では、対応に多くの時間と労力を掛け、日常的に助言を行っているほか、役員に対して手続き等に関する説明会を開催(年3回)し、組織としての行動の醸成に努めている。また、学生自治会には、体育系 3 団体、文化系4団体の計7団体で構成されるサークル協議会を置き、サークル間の意見調整や活動援助、施設設備の利用に関する調整、大学への要望の取りまとめを行っている(資料 7-21)。

その他、学生の要望に対応した学生支援として、学習サポートセンターでは「学び」のための学生助成制度を創設し、個人・グループの学びを深めることを目的にした取り組みや、学生たちが行うプロジェクトに対して 1 件最大 10 万円給付している。また、2 月に Hokusei Student Action を開催し、本制度の成果発表を行うほか、自主的な学びや取り組みを行っている学生同士が交流する機会を提供している(資料 7-22)。

以上のとおり、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されている。また、学生支援は適切に行われている。

評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

### (1)各組織

各組織は、年度ごとに点検・評価を行い、次年度以降の課題を設定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な助言を行っている。

例えば、文学部では、修学上の困難を抱える学生に対する支援方法を検討している。2023 年度に文学部 FD を開催し、心理・応用コミュニケーション学科で以前より行われている学生支援の取組みを 2024 年度から英文学科でも導入し、学生相談室、アクセシビリティ支援室、学習サポートセンターに所属する各スタッフの協力も得ながら、文学部全体の取組みとしていくこととなった。また、2025 年度以降も継続していくことを確認している。

国際教育センターでは、派遣留学や海外研修の促進を目的とし、もともと留学を希望している層や海外に興味のある学生には留学説明会で詳しい説明を行ないモチベーションの向上を促したほか、国際交流ラウンジにおいて派遣留学報告会、留学生によるアンバサダープログラムなどを実施した。

学生相談センターでは、学生のメンタルヘルス向上のため、「学生の自殺予防・希死念慮対応ガイドライン」を策定し、学内説明会(SD)を実施した。

### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行って

## 第7章 学生支援

いる。2023年度の取組状況は、2023年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- グローバル社会で活躍できる人材を養成するため、学生の多様な海外留学を促進・拡大する。
- キャンパスにおける文化的多様性を確保するため、多様な留学者の受入を促進・拡大する。
- 派遣留学・受入留学の促進・拡大に向けて、ソフト面・ハード面での環境を確立する。
- 学習サポートセンターを中心とする学修支援体制の更なる強化を行い、学修者本位の教育の支援を推進する。
- 学生本位の学修支援体制を教職協働で実現する。
- 要配慮学生支援にかかる全学的な協力体制を確立する。
- 学生が学修目標ともリンクさせたキャリア意識を早期に形成し、それに基づいた就職につながるカリキュラムの展開や就職支援体制を構築する。
- 大学への帰属意識を高めることを目的に、課外活動(部活動・サークル等)への加入・参加を促進し、活動の活性化に向けた取組みを実施する。
- 学生のボランティア活動の活性化に向けて、ボランティア活動に対する学内評価の仕組みを確立する。
- 公的な学費助成制度を前提とした学生の学業奨励及び入学生確保につながる奨学金・学費減免制度を確立する。

以上のとおり、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。

## 第7章 学生支援

### 2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	<p>学生の視点を生かした支援と活動を通じた学びを両立する、学生による各種支援の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生同士の助け合いによる学びを促進するため、「北星ピア・サポーター」制度を設け、2～4年次の在学生在がピア・サポーターとなって新生を対象とした説明会や履修相談会、ラーニング・コモンズにおける相談等に応じている。また、聴覚障がいをもつ学生に対して、大学独自の養成講座を受講した在学生在がノートテイク支援を行う体制を整えている。これらの取組みは、学生の視点からの学生支援を通じて、支援に携わる学生及び支援を受ける学生の成長につながっている。これらの取組みは、大学の基本理念に掲げる「見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人」の養成に寄与するものである。</li> </ul>
長所 2	<p>多彩な正課外プログラムによる意欲ある学生への学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学位プログラムによる特色ある正課教育に加えて、語学学習や資格取得、「学び」のための学生助成制度や留学生との国際交流など多彩な正課外プログラムを提供している。これらの取組みは、ミッション・ステートメントに掲げる「正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ること」に寄与するものである。</li> </ul>
長所 3	<p>様々な困難を抱える学生に対する支援の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アクセシビリティ支援室や学生相談センターへの専門スタッフ配置による相談・支援体制、文学部における修学上の困難を抱えるリスクが高い学生の早期発見とケアの取組み、短期大学部における担任制等による支援体制の整備・実施をしている。これらの取組みは、ミッション・ステートメントに掲げる「地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践すること」に寄与するものである。</li> </ul>

### 3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	なし
行動計画	なし

## 第7章 学生支援

### [根拠資料]

#### 1. 学外公開資料

- 資料 7-1 [学生支援に関する方針](#)
- 資料 7-4 [オフィスアワー](#)
- 資料 7-5 [学習サポートセンター|大学公式ウェブサイト](#)
- 資料 7-6 [北星ピア・サポーター | 大学公式ウェブサイト](#)
- 資料 7-7 [2023 年度北星学園賞および北星学園大学賞の受賞者が決定しました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 7-8 [本学学生が「全日本中国語スピーチコンテスト北海道大会」にて入賞しました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 7-9 [本学学生が『韓日交流作文コンテスト 2023』にて韓国語エッセイ 一般部門の佳作に入賞しました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 7-10 [育成する教師像と取り組み | 北星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 7-11 [海外協定校との留学・交流実績](#)
- 資料 7-12 [国際教育センター](#)
- 資料 7-13 [アクセシビリティ支援室について|大学公式ウェブサイト](#)
- 資料 7-14 [高等教育の修学支援制度 | 2023 年度更新確認申請書\(大学\)](#)
- 資料 7-15 [高等教育の修学支援制度 | 2023 年度更新確認申請書\(短大\)](#)
- 資料 7-17 [学生相談センター](#)
- 資料 7-19 [キャリアデザインセンター](#)
- 資料 7-21 [サークル活動](#)
- 資料 7-22 [「学び」のための助成制度|大学公式ウェブサイト](#)

#### 2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

- 資料 7-2 [Campus Guide](#)
- 資料 7-3 [学生支援委員会規程](#)
- 資料 7-16 [危機管理に関する規程](#)
- 資料 7-18 [学生相談室利用統計](#)
- 資料 7-20 [北大高等教育研修センターメールマガジン](#)

## 第8章 教育研究等環境

### 1. 現状分析

評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

<評価の視点>

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、理念及び目的を実現するため、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、教職員ホームページ及び大学公式ウェブサイトでの公表により学内外に周知している(資料 8-1)。方針は、施設・設備、情報環境、図書館、教育研究活動、研究倫理、点検評価により構成される。

以上のとおり、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示している。

評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点>

1. 施設、設備等の整備及び管理

- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

大谷地キャンパスの校地面積は 112,283 m<sup>2</sup>であり、大学及び短期大学部の収容定員(大学 3,343 人、短大 400 人)を合計した場合であっても学生一人当たりの校地面積は 29.99 m<sup>2</sup>と、大学設置基準第 37 条及び短期大学設置基準第 30 条に基づく基準面積である学生一人当たり 10 m<sup>2</sup>を十分に上回っている。校舎面積は約 51,033 m<sup>2</sup>(C 館講堂 525 m<sup>2</sup>、体育施設 5,723 m<sup>2</sup>を除く)であり、大学設置基準第 37 条の2及び短期大学設置基準第 30 条に基づき算出される校舎の基準面積(大学:16,195.5 m<sup>2</sup>、短大 4,150 m<sup>2</sup>)を合計した場合であっても十分に上回っている(資料 8-2)。

校舎及び施設の構成は、校舎棟(A 館・B 館・C 館及び 50 周年記念ホール)、図書館、体育館、研究棟(第1・第2)、センター棟(ラーニング・commons、国際ラウンジ、カフェを併設)、大学会館(学生ホールと購買・食堂)、学生会館(サークル棟)、学生交流会館(通称 kirari、留学生及び引率教員の宿泊及び正課・課外活動における研修・宿泊として多目的に利用)、チャペル、屋外運動施設及びゲストハウス(短期招聘教員の宿泊施設)となっている。教室等の規模は、講義室 54 室、演習室 32 室、実験・実習室等 14 室、情報処理学習室 13 室、語学学習施設4室のほか、講堂2室となっている。設備面では環境と省エネに配慮し、照明の LED 化を計画的に進めているほか、C 館では都市ガスエネルギーシステムの導入による電力利用の抑制、トイレの洗浄水に井戸水を利用するなどランニングコスト抑え、災害時にも自家発電装置により 48 時間自立可能な建物となっている。また、A館の改修によってラウンジを設け、学生がくつろげるスペースを確保している。屋外施設としては、運動場は 38,852 m<sup>2</sup>あり、野球場、夜間照明のある多目的グラウンドとテニスコート(6面)を設けているほか、徒歩 10 分の大学隣接地に、第2グラウンドを有している。その他、駐輪場、教職員及び来訪者用駐車場を整備するとともに、学生の多くが札幌市営地下鉄大谷地駅から隣接するサイクリングロードを通して通学していることから、2015 年度には通学路にカバードウォークを設置し、

## 第 8 章 教育研究等環境

一般市民との交錯の緩和を図っている。なお、2014 年 2 月には旧耐震基準の校舎の建替えを含めた「安心・安全なキャンパスの整備工事」に着手し、施設の耐震化率を 100%にするとともに、C 館の改築、A 館の改修及び正門周辺の歩車分離工事を行い、利用者の快適性及び安全性の向上を図った(資料 8-3)。

バリアフリー化の取組みとして、校舎等及び図書館の接続にスロープを採用しているほか、C 館は全教室に引き戸を採用している。また、バリアフリーマップを大学公式ウェブサイトに掲載し、キャンパス内の身障者用のエレベーターやトイレ、スロープ等の位置情報を公開している(資料 8-4)。

ネットワーク環境の整備について、学外は高速で安定した SINET6 を使用し、学内はキャンパスの拡充と無線 LAN の整備を進めている。学内の Wi-Fi 接続可能エリアは下表のとおりである。2022 年度には UTM の更新や WLC の導入を行い、2023 年度には WLC の冗長化により安定性を向上させた。また、災害対策として教育研究系と事務系サーバをデータセンターに移行し、コロナ禍には moodle の環境を強化した。

A 館	1 階	教育支援課・学生生活支援課窓口
	2 階～7 階	情報実習室、CALL 教室、教室 ※6 階短期大学部関係の部屋及び 7 階心理・応用コミュニケーション実験室は除く
B 館	1 階	就職支援課窓口
	2 階～6 階	情報実習室、CALL 教室、教室
C 館	4 階～7 階	ラウンジ、教室
	1 階～2 階	講堂、ホワイエ、ラウンジ
図書館	1 階～4 階	全エリア
センター棟	1 階～2 階	全エリア
大学会館	2 階	全エリア
第 1 研究棟	地下 1 階	全エリア
第 2 研究棟	1 階	大学院研究室

学生の自主的な学習を促進するための環境整備については、第 7 章で述べたとおり、2015 年 10 月に学生の主体的な学習、さまざまな学びを支援する施設としてセンター棟を改修し、ラーニング・コモンズを開設しているほか、後述する図書館に学習スペースを設けている。

本学の情報処理システム利用者は、「情報処理システム利用規程」及び「ネットワーク利用規程」により利用方法等について規定されており、利用開始時に周知している(資料 8-5)。

また、2022 年 8 月には「情報セキュリティ基本方針」を定め、それに連なる「情報格付け基準」、「情報セキュリティ対策基準」、「情報機器取扱実施手順」、「電子メール及びメッセージング・サービス利用実施手順」、「無線 LAN アクセスポイント設置及び運用実施手順」、「クラウドサービスの利用における実施手順」、「認証情報管理実施手順」を定めた(資料 8-6)。

## 第 8 章 教育研究等環境

特に学生に対しては、大学の全学科および短期大学部英文学科において初年次必修科目の「情報入門」の中で情報セキュリティについて学習することとしている。

以上のとおり、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点>

### 1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

### 2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の資料は、本学の教育・研究、学習活動を支援するために、教員および図書館職員が選定している。大学院生や学部学生からの希望資料も受け入れている。選定基準は「北星学園大学図書館資料収集方針」に基づき、カリキュラムに沿った選書だけでなく、大学や学園の伝統や特色を考慮した蔵書構築も行っている（資料 8-7）。

2023 年度 3 月末時点の蔵書数は、和書が 483,026 冊、外国書が 170,448 冊、合計で 653,474 冊である。そのうち 7 割が開架式書架に配架されている。毎年 13,000 冊以上の書籍を購入しており、2012 年度からは電子書籍の購入も進めてきた。2023 年度の電子書籍蔵書数は、和書が 542 冊、外国書が 1,405 冊、合計で 1,947 冊に達している。

学術雑誌については、和雑誌が 3,999 種類、外国雑誌が 1,088 種類を全て開架式に配架している。外国雑誌を中心とする電子ジャーナルは、2004 年以降、紙媒体から積極的に移行し、オンラインデータベース契約数は 14,315 種に上る。また、文献検索用の二次情報、新聞記事、法令、企業情報、辞書、事典などのオンラインデータベースを 60 種類提供している。これらの電子情報は統合検索システムを通じて一元的に検索が可能で、迅速かつ効果的な情報収集が可能である（資料 8-8）。

蔵書検索(OPAC)やジャーナル、その他のインターネット情報資源へのアクセスは、図書館ホームページに集中させている。2018 年春にリプレイスした図書館システム「LIMEDIO」は、クラウド版を採用し、機器の管理業務や維持費を軽減させた。また、ホームページも大学公式ウェブサイトとデザインを統一し、全面的にリニューアルした。システムのバージョンアップは随時行っており、蔵書検索システム(OPAC)は年々改良が進んでいる。書影表示やファセット検索機能、サジェスト機能、関連情報へのアクセス表示、外部 Web サービスとの連携によるレビュー表示など新機能も追加されている。これらの改善により、文献検索ガイダンスやパワーポイント資料の再構築も進んでいる（資料 8-9）。

VPN 機能の導入により、学内データベースへの学外からのアクセスも可能とした。コロナ禍では、遠隔授業や自宅での学習・研究が中心となり、Zoom を用いた文献検索ガイダンスやオンデマンド型教材を提供するなど、クオリティの向上を図っている。利用者への広報活動も積極的に行い、自動貸出機の導入により手続きの時間短縮やプライバシー保護も実現している。コロナ感染対策として、図書の郵送貸出や置き置き予約も継続している（資料 8-10）。

国内外の教育研究機関とのネットワークについては、国立情報学研究所(NII)の総合目録データベース



## 第 8 章 教育研究等環境

「NACSIS-CAT」に参加している。書誌データの共同分担入力と所蔵情報の登録を行い、全国規模の目録所在情報サービスの構築に寄与している。また、NII の「NACSIS-ILL」を利用し、他館との相互利用をオンラインで行っている。直接の訪館や貸出については、北海道地区大学図書館協議会加盟の全大学で相互利用協定を結び、学生証や身分証の提示で利用可能である。このほか、電子ジャーナルをはじめとした電子情報商品の価格交渉を行う「大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)」に加盟し、高額な学術情報の安定的かつ継続的な確保に努めている。

電子的学術情報の活用を促進するため、情報検索用 PC を館内に 16 台設置し、レポート作成や e-ラーニング科目の受講が可能な PC をマルチメディアフロアに 28 台設置している。さらに、無線 LAN を整備し、館内どこでも利用可能なノート PC を 20 台提供している。人的支援としては、通年で文献検索サポートプログラムを展開し、利用者のニーズやレベルに合わせた各種ガイダンスや講習を実施している。特に、授業時間を使った授業連携ガイダンスは、2023 年度実績で 122 件と、14 件の増加が見られた(資料 8-11)。

本学に所属する研究者の研究成果物を公開する機関リポジトリは、2013 年度の学位規程改正を機に、NII が提供する「JAIRO Cloud」を使って構築され、2014 年 9 月に「北星学園大学学術情報リポジトリ」として公開を開始した。管理運営は、総合研究センターがコンテンツの収集を、図書館がシステムの維持管理を担当し、2,500 近くのコンテンツが登録されている(資料 8-12)。

図書館施設は、本館(1991 年竣工)と新館(2003 年竣工)からなる合計 7 フロアで構成されている。各階ごとに、資料の配架、静かな学習スペース、マルチメディアフロアなど、目的に応じた用途を明確に分けている。閲覧座席数は 448 席で、収容定員の約 12%に相当する。そのうち 128 席は個人キャレルで、グループ学習室、PC コーナー、AV コーナー、新聞・雑誌閲覧席などを含めると 550 席以上となる。さらに、車いす利用者向けの閲覧席も用意している(資料 8-13)。

年間の開館日数は平均 300 日であり、授業期間中は平日 8:45 から 22:00 まで、土曜日は 19:00 まで、日曜日や一部の祝日も 12:00～17:00 まで開館している。休業期間中も月曜から土曜まで 19:00 まで開館しており、定期試験期間を除き、学外利用者にも同様の時間を開放している(資料 8-14)。

職員は、専任 6 名、臨時職員 2 名、派遣職員 1 名、カウンター担当業務委託スタッフ 6 名の計 15 名で構成されている。専任職員の 6 割、臨時・派遣・委託職員の 8 割が司書資格を保有している。業務研修は、担当業務に応じた研修会や実務講習会への計画的派遣、課内での研究発表などを通じて、専門的知識と技能の習得と共有を図っている(資料 8-8)。

以上のとおり、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えている。また、それらは適切に機能している。

評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

＜評価の視点＞

1. 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学は、教員が正義と良心に従い、自由な発想に基づいた研究活動を展開できるように、学内研究費の配分や研究室の配備、研究時間の確保及び外部資金獲得支援制度等の研究環境を整備している(資料 8-15)。

研究活動の支援体制として、総合研究センターを設置し、総合研究センター規程に基づき、教員の学術研究活動の活性化と研究水準の向上を推進するための活動を行うとともに、事務局に研究支援課を置き、総合研究センターの事務、研究費の支出及び管理などの日常的な研究支援を行っている(資料 3-9)。

本学は専任教員の多様な研究活動の活性化を図るため、教育研究等環境の整備に関する方針に従い、研究費制度を整備している(資料 8-16)。

個人研究費の配分を受ける教育職員は、個人研究費取扱要領に定めるとおり、教員情報システムにより研究計画を教員評価委員会に提出し、研究活動研究業績等を記録するとともに、年度の終わりに研究活動自己点検評価報告を教員評価委員会に提出している(資料 8-17)。また、基礎額のほか、繰越、追加加算、科研費不採択加算、学会発表加算、国際的論文投稿・オープンアクセス加算、新任加算、ハイレベル研究加算などの加算制度を導入している。そのほか、複数の研究者による共同研究や科研費応募申請などを支援する特定研究費制度を整備している(資料 8-18)。

外部資金獲得のための支援については、文科省科学研究費助成事業(以下「科研費」という)の採択支援を中心とすることを 2019 年度に教員評価委員会で確認している。同年度には民間 URA(University Research Administrator)による科研費研究計画調書添削サービスを導入し、一定の効果があるという調査結果が出たことから継続して実施している。また、科研費申請説明会を6月に開催し、7月から開始される申請書添削サービスと継続性のある内容とするほか、科研費申請者に対しては応募に係るすべての費用を大学が負担している。

研究棟の利用時間は7時から 22 時までとし、守衛が玄関の解錠及び施錠を行っている。土曜日は授業開講期間のみ解錠し、それ以外の休校日はA館1階守衛室においてカードキー(シリアルナンバー付)の貸出及び返却を行っている。研究室は専任教員1人につき1室を割当て(助教は共同利用)、研究室の鍵は各教員が管理するとともに、退室時の施錠徹底を要請している。

研究時間の確保及び研究専念期間を保障するために、国内外研修制度、サバティカル休暇制度及びバイアウト制度を整備している(資料 8-19)(資料 8-20)(資料 8-21)。バイアウト制度は研究費を財源とし、担当授業科目を非常勤講師に一部委嘱することで研究時間を確保する制度であり、文部科学省による競争的研究費制度の改善に合わせて導入した。その他、採択された研究課題の直接経費が 500 万円を超える研究代表者に対して、バイアウト制度の利用によって支出した個人研究費又は科研費の一部を補填するハイレベル研究加算制度を導入している。

教育活動の支援として、教育補助業務に従事するティーチング・アシスタント(以下「TA」という)を置き、授業科目を円滑かつ効果的に実施する制度を整備している(資料 8-22)。TA は、本学大学院の修士課程又は博士〔後期〕課程在学者又修了者若しくは授業科目の円滑かつ効果的な実施に必要な知識、技能又は経験等を備えていると認められる学外の者の内、所定の選考基準を満たした者が採用されている。TA は、授業科目の進行補助、資料作成及び機材準備等に関する業務、講義、演習、実験及び実習等における学生に対する指導、助言及び相談等に関する

## 第8章 教育研究等環境

業務、その他授業科目の展開上特に必要と認められる教育補助業務を行っている。

2023年度には、経済学科では、必修科目である「新聞活用」「新聞活用Ⅱ」で2名、社会福祉学部では、社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な演習科目「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」で2名、大学共通科目及び短期大学部における情報科目では計24名のTAを配置した。また、大学共通科目「情報入門」「情報科目」では、年1回TAオリエンテーションを開催し、TAの役割や科目の概要など、業務にあたっての心構えをレクチャーしている。

以上のとおり、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

### 評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

<評価の視点>

1. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
  - ・ 規程の整備
  - ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
  - ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

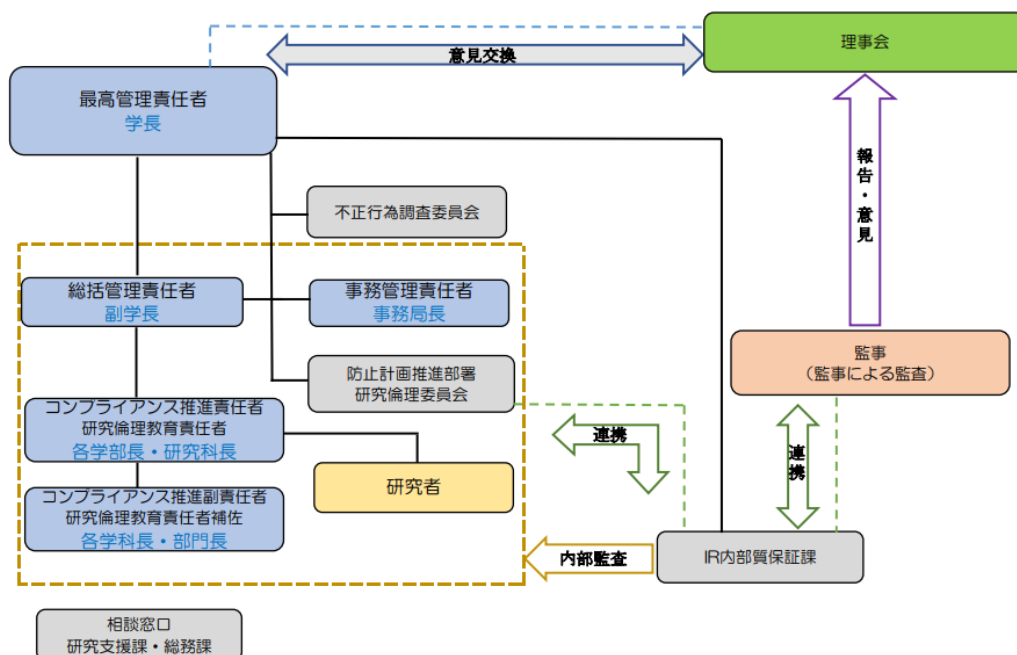
本学は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」を順守し研究倫理及びコンプライアンスを推進するために、本学における研究活動及び公的研究費の取扱に係る不正行為の防止に関して諸規程を整備するなどして対応している。

本学では、研究に携わるすべての者が遵守すべき規範として「研究倫理指針」を定めている。また、総合研究センターに研究倫理委員会を設置し、「研究倫理委員会規程」に基づき、コンプライアンス教育を含めた研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行っている（資料8-23）（資料8-24）。

また、「北星学園大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」を策定し、「研究活動における不正防止規程」を定め、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について定め、責任体制を明確にし、学内外に公表している。また、この規程で公益通報時の取り扱いについても規定している（資料8-25）（資料8-26）。

## 第8章 教育研究等環境

研究活動における不正防止の責任体系



さらに、「公的研究費の運営・管理に関する規程」において、科研費等の公的研究費の適正な運営や管理について責任体制を明確にし、必要な事項を定めている。加えて、「公的研究費不正防止計画」を立て、その取り組みを進める中で不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行っている(資料 8-27)(資料 8-28)。

また、本学における人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動及び態度を「人を対象とする研究倫理指針」に定めるとともに、本学の研究者が人を対象とする研究を実施する場合は、研究倫理委員会に対し研究倫理審査を申請するよう推奨している。研究倫理審査の手続きは「研究倫理審査手続要領」に定め、研究倫理委員会は申請者から提出された「研究倫理審査申請書」の内容に基づき審査を実施し、承認、条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当のいずれかにより判定を行っており、条件付承認や変更の勧告を行う場合は、丁寧な説明を心掛け、研究者の研究倫理意識の向上を図っている(資料 8-29)。

なお、学内に研究倫理情報保管庫を設置し、「研究倫理情報保管庫取扱要領」に基づき、終了した研究の情報を保護している(資料 8-30)。

本学は、研究費の配分を受ける教員及び大学院学生のほか、研究費の管理に携わる事務職員を対象として、公正な研究推進のための研修会を、毎年度実施している。また、研究倫理教育として、全研究者を対象として、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース(eLCoRE)を受講し、修了証を提出することとしている。加えて、学生を対象として、全学生に配布する履修ガイドに研究倫理上の義務と責任、研究倫理のポイント、研究活動における「特定不正行為」、本学における不正行為防止の取組みを解説し、必要に応じて、演習などのゼミナールや、卒業論文、卒業研究の指導において担当教員から直接指導しているほか、リーフレット「研究倫理のポイント-調査活動、レポート・論文作成の心得-」を作成し、オリエンテーション等の機会に学生及び教職員に配布している(資料 8-31)。

## 第 8 章 教育研究等環境

以上のとおり、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している。

評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

### (1)各組織

各組織は、年度ごとに点検・評価を行い、次年度以降の課題を設定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な助言を行っている。

例えば、総合情報センターでは、ICT 活用による効果的な情報共有の促進を図るために、2023 年度から学生も対象に Microsoft Teams を本格導入した。2024 年度からは、コロナ禍で導入した Zoom から Teams への移行を決定し、教職員向けに Teams 講習会を実施した。

### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。2023 年度の取組状況は、2023 年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 外部競争資金への応募を促進する仕組みを確立する。
- 公正かつ効果的な学内研究費の分配の仕組みを確立する。
- 研究不正を未然に防止する研究費執行の仕組み及び研究倫理教育カリキュラムを構築する。
- 学内での研究成果の情報集約及び効果的な情報発信の仕組みを確立する。
- 教育研究の発展と既存施設の維持管理を目的としたキャンパス整備にかかる PDCA サイクルを実施する体制を確立する。

以上のとおり、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

## 第 8 章 教育研究等環境

### 2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長 所 1	なし
-------	----

### 3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課 題 1	なし
-------	----

[根拠資料]

1. 学外公開資料

- 資料 8-1 [教育研究等環境の整備に関する方針](#)
- 資料 8-3 [キャンパスマップ](#)
- 資料 8-4 [バリアフリーマップ](#)
- 資料 8-5 [総合情報センター | 北星学園大学 CAMPUS GUIDE WEB \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 8-6 [情報セキュリティ基本方針](#)
- 資料 8-9 [ホーム | 北星学園大学図書館 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 8-10 [学外からの学内ネットワーク接続について\(VPN 接続サービス\) | 北星学園大学図書館 \(hokusei.ac.jp\)](#)
  
- 資料 8-11 [文献検索サポートプログラム | 北星学園大学図書館 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 8-12 [北星学園大学学術情報リポジトリ \(nii.ac.jp\)](#)
- 資料 8-13 [フロアガイド | 北星学園大学図書館 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 8-14 [年間カレンダー | 北星学園大学図書館 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 8-15 [研究支援について | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 8-23 [研究倫理指針](#)
- 資料 8-24 [研究倫理委員会規程](#)
- 資料 8-25 [北星学園大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針](#)
- 資料 8-26 [研究活動における不正防止規程](#)
- 資料 8-27 [公的研究費の運営・管理に関する規程](#)
- 資料 8-28 [公的研究費不正防止計画](#)
- 資料 8-29 [人を対象とする研究倫理審査 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 8-30 [研究倫理情報保管庫取扱要領](#)
- 資料 8-31 [研究倫理・コンプライアンス推進 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)

2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

- 資料 8-2 学校施設調査
- 資料 8-7 北星学園大学図書館資料収集方針
- 資料 8-8 2023 年度図書館年報
- 資料 8-16 研究費ハンドブック
- 資料 8-17 個人研究費取扱要領
- 資料 8-18 特定研究費取扱要領
- 資料 8-19 国内外研修制度
- 資料 8-20 サバティカル制度
- 資料 8-21 バイアウト制度
- 資料 8-22 ティーチング・アシスタント規程

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状分析

評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

<評価の視点>

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、基本理念・ミッション・ステートメントを踏まえた「社会連携ポリシー」を策定し、大学公式ウェブサイト及び教職員ホームページを通して学内外に公表している(資料 9-1)。

1. 本学における教育・研究から生まれた「知と技」を、自治体、企業・団体、非営利組織等と連携して、地域の福祉、教育、文化及び産業等に還元し、もってその振興に貢献します。
2. 北星オープンユニバーシティをはじめとする各種講座を開講し、図書館など本学の教育機能を地域社会に開放することで、生涯学習など多様な学習機会を提供する他、学生・教職員が地域活動に積極的に携わるよう努めます。
3. 本学での教育課程及び地域での活動を通じ、卒業後も地域社会・国際社会での活動に携わる人材育成に努めます。

以上のとおり、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点>

1. 学外組織との適切な連携体制
2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
3. 地域交流、国際交流事業への参加

社会連携センターを設置し、社会連携ポリシー及び社会連携センター規程に基づき、社会連携の窓口として、地域住民、自治体、企業・団体、非営利組織等との連携・交流を深め、本学の知と技を有効活用し、地域の福祉、教育、文化及び産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に寄与するための取組みを推進している(資料 3-8)。

自治体等との連携協定の状況は、以下のとおりで、この 10 年間で協定先が増えている(資料 9-2)。今後も地域社会・産業界・他大学との連携を強化し、具体的な成果を創出したうえで、社会に還元するための取組みを推進する。学外からの研究委託については、総合研究センターが産学官連携研究の窓口となり、本学教員の研究成果を地域社会に還元している(資料 9-3)。なお、学外からの研究助成情報は、教職員ホームページを通じて教員に適時周知している。

自治体名	対象	内容(主な取組みをリンク)	締結年月日
栗山町	大学・短大	<a href="#">北星学園大学及び北星学園短期大学部と栗山町との連携協定書</a>	2007年12月21日
歌志内市	大学・短大	<a href="#">北星学園大学及び北星学園短期大学部と歌志内市との</a>	2013年10月29日



		<a href="#">連携協定書</a>	
札幌市厚別区・株式会社札幌副都心開発公社	大学・短大	<a href="#">北星学園大学及び北星学園短期大学部、株式会社副都心開発公社及び札幌市厚別区における三者の連携協力に関する協定</a>	2008年12月21日
北海道教育委員会	大学	<a href="#">北海道教育委員会と北星学園大学との調査研究に関する協定</a>	2014年3月28日
札幌市	大学・短大	<a href="#">札幌市営住宅の北星学園大学・北星学園大学短期大学部の学生への提供についての協定書</a>	2017年11月27日
後志振興局	短大	<a href="#">北海道後志総合振興局・北星学園大学短期大学部によるグローバル人材育成に係る連携・協力に関する協定書</a>	2018年7月23日
株式会社 JTB 北海道事業部	短大	<a href="#">株式会社 JTB 北海道事業部・北星学園大学短期大学部による連携・協力に関する協定書</a>	2021年11月25日
北海道社会福祉協議会	大学・短大	<a href="#">北星学園大学及び北星学園大学短期大学部と北海道社会福祉協議会による連携・協力に関する協定書</a>	2022年4月22日
北海道総合研究調査会	大学・短大	一般社団法人北海道総合研究調査会と北星学園大学及び北星学園大学短期大学部による連携・協力に関する協定書	2022年7月22日

北星オープンユニバーシティでは、一般市民や本学学生を対象に、年間約 50 講座を開講し、地域社会に対して多様な学習機会を提供している。コロナ禍の影響でオンライン講座への切り替えが行われたが、受講者数の回復には取り組みが必要である(資料 9-4)。

公開講座では、大学内外の専門家を招聘し、公開講座を通じて専門的な知識や情報を提供している。2023 年度には、経済法学科が「データ駆動型社会における法と経済」の講座を開講した(資料 9-5)。

心理臨床センターの「北星こころの相談室」では、地域住民の心理的問題に対して専門的な相談・援助活動を行っている。同時に、公認心理師国家資格を目指す大学院生が、公認心理師資格と臨床心理士資格を有する教員の指導のもと、心理療法・カウンセリング体験実習の実習施設として厚生労働省に登録されている(資料 9-6)。

社会福祉学部では、地域社会貢献事業として「社会福祉学部地域社会貢献事業」を実施しており、教員を地域の研修事業に派遣することで知見を提供している。2021 年度以降、コロナ禍の影響を受けつつもオンライン開催が導入され、事業は順調に行われているが、教員間の負担の偏りが課題である。また、学部主催のシンポジウムは、課題が多く 2023 年度は開催見送りとなり、今後の継続に向けた再検討が必要とされている(資料 9-7)。

教職課程センターでは、教育関係者、本学在学学生のみならず、広く一般の方を対象として、障害児教育夏季セミナ

ーを毎夏開催している。本セミナーは、障害児教育に関する「具体的支援」について、基調講演や対談等からヒントを得ることを目的としている。基調講演を依頼する講師は、基本的に道外の先駆的研究をおこなっている研究者であり、リカレント教育として安価な参加費で、特別支援教育の最新情報や知見を提供している。また、基調講演後には、受講者から事前に募った事例を、講師と本学教員との対談形式で検討しており、受講者等との双方向な協議が成立しており、具体的支援についての深い学びを提供できている。なお、障害のある児童生徒への支援は、特別支援学校や特別支援学級などの限定されたものではなくており、通常学校や通常学級でも障害のある児童生徒への支援が行われている。故に、特別支援教員免許を所持している卒業生だけではなく、英語や社会系などの教員免許しか所持していない卒業生にも臨床現場ですぐに役立つ具体的支援に関する情報提供の機会ともなっている(資料 9-8)。

そのほか、本学を卒業した中学校・高等学校教員により組織される北星学園大学英文学科卒英語教員研究協議会(北星英研)では、本学の卒業生をはじめとした英語教育に携わられている方々の英語教師のネットワークづくりや英語教育の改善、発展のための新たな学びの場として毎年度研究会を開催している(資料 9-9)。

地域交流の推進について、スミス・ミッションセンターでは、毎年12月にキャンパス内の中庭で小学生向けのクリスマスツリーの点灯式を開催している(資料 9-10)。社会連携センターでは、札幌市との協定により、市営住宅の学生入居や地域イベントへの参加を通じて、学生が地域活動に参加することで、地域との繋がりを深めている(資料 9-11)。また、2023年度からは、連携協定先である厚別区の呼びかけで、区内に立地する本学を含めた大学・専門学校3校、町内会、まちづくりセンターと協働し、「学生まちづくり促進ネットワーク(学まちネット)」として学生ボランティア派遣を行った(依頼数:28件、延べ参加学生数83人)。厚別区内の各町内会の依頼を厚別区が集約し、学生が自ら応募し参加した。依頼内容は夏祭り運営、子供食堂運営補助、高齢者のIT機器使用講習、災害対策フェスタ、神社祭り補助、介護予防フェア運営、国道花壇設置・撤去、高齢者宅除雪など多岐に渡った(資料 9-12)(資料 9-13)。国際教育センターでは、札幌圏大学国際交流フォーラム主催の各種イベントへ一般学生、留学生の参加をサポートしている。また、留学生の文化体験プログラムの一環として、近隣小学校への訪問を行なっている。そのほか、多言語・多文化に関心を持つ北海道内の高校生が集まり、1泊2日の日程で原則として英語を使用して本学の留学生・在學生とグループワークや発表、交流アクティビティをともにする「English Camp in 北星」を開催している(資料 9-14)。

国際交流に関する取組みについては、開学以来、国際性の追求を大学の姿勢の一つとしている。

1965年に最初の交流協定校であるルイス&クラーク大学との協定書を交わして以来、2023年度には新たに3大学と交流協定を締結することができ、合計で10か国・地域の21大学と交流協定を締結している(資料 9-15)。国際教育センターでは、海外の提携校との連携や、国際交流イベントへの参加を通じて、学生の国際的な視野を広げている。本学の国際交流を促進するために2016年度に国際教育課直属の学生団体である「国際ラウンジ学生チーム」(HUIT)を発足し、留学生に向けてのFarewell Partyの開催等の国際交流イベントを企画・実施している。東アジア学生交流プログラム(EASCOM)についても、学生実行委員会を組織してプログラムを実施している。また、留学生のバディ制度については従来卒の約3倍の希望者が全学部から集まった。そのほか、本学の在學生と海外からの留学生が各種体験や見学を通して日本文化を学び、宿泊を通して同じ時間を過ごすことで交流を深めることを目的とするインターナショナルキャンプを前期・後期に各1回実施している。これらの取組みを通じて、国際交流に意欲のある学生が留学生と交流する機会を着実に増やしている(資料 9-16)(資料 9-17)(資料 9-18)。

また、スミス・ミッションセンターでは、タイ国際ボランティア・ワークキャンプ、チャイルド・ファンド及びACUCA(アジ

ア・キリスト教大学協会)等の活動を実施している(資料 9-19)。

そのほか、本学には、ボランティア活動を目的とする学生団体「ボランティア・コパン部」「ボランティアサークル able」があり、ボランティアに関する情報発信や参加の呼びかけを行っている。2023 年度には、生活協同組合コープさっぽろが主催する「Hokkaido 海のクリーンアップ大作戦! Vol.3」に本学学生、職員が参加し、海岸清掃活動を実施した。本学からは約 120 名の学生、職員が参加したが、その多くは、上記の学生団体の呼びかけによるものであった(資料 9-20)。

また、本学においては、2005 年以来、学生団体「北星フェアトレード」による地道なフェアトレード普及活動が息長く続けられ、2008 年からは経済学部で科目として「フェアトレード実習/フェアトレード」が設けている。また、2019 年 3 月には、「北星学園大学・北星学園大学短期大学部フェアトレード憲章」を策定にあたり、学長、学生自治会及び北星フェアトレードの代表の 3 者が署名し、フェアトレードの推進によって、差別や、貧困・格差が無い世界の実現のために、フェアトレードの理念を全力で推進することを確認した。これらの活動が認められ、2019 年 10 月 12 日に一般社団法人日本フェアトレード・フォーラムより、日本国内では 2 番目となるフェアトレード大学の認定を受けた。また、2023 年 1 月の『フェアトレード大学』認定更新にあたり、認定委員会からは、「厳しいコロナ禍にもかかわらず誠実に活動を展開していること」、「フェアトレード大学の理念を大学の教学理念として本格的に取り込み、新たな大学展開へとステップアップしていくために、さらなる展開の可能性があること」に対して高い評価を受けている(資料 9-21)。

以上のとおり、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。また、教育研究成果を適切に社会に還元している。

ただし、以下の点については、引続き検討が必要である。

- (1) 社会連携の窓口として、社会連携センターを設置しているが、社会連携に関わる取組みを扱う部署が複数存在し、役割分担・連携が不明確である。

評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

#### (1)各組織

各組織は、年度ごとに点検・評価を行い、次年度以降の課題を設定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な助言を行っている。

例えば、社会連携センターでは、オープンユニバーシティ事業について、コロナ禍以降オンラインと対面講座を実施したものの、受講者数はコロナ前に比べ回復しなかったことを踏まえ、新規講座開講と広報活動を行っているが、回復には繋がらず、収益性の確保と講座内容の見直しを今後の課題としている。

#### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。2023 年度の取組状況は、2023 年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 在学生・協定校・高校生(学園内高校含む)等との国際交流プログラムを積極的に推進し、グローバルなブランドイメージを確立する。
- 大学の教育資源を提供し、地域の教育に貢献するため、多様な初等・中等教育機関との連携を確立する。
- 地域社会・産業界・他大学との連携を強化し、具体的な成果を創出した上で、社会に還元するための取組みを推進する。
- 既存の連携の積極的な活用に向けて、学内における連携・協働案件の共有体制を確立する。
- 同窓会・後援会とのネットワークを確立・強化する(同窓会・後援会との協力推進及び同窓会に限定しないOB/OGとのつながりを確立し、活用する)。
- 学びの内容・通い易さ等の両面において社会人のニーズに適した教育プログラムと実施形態を確立する。
- 地域・他大学との実質的な連携により、複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に積極的にアプローチできる運営体制を構築する。

以上のとおり、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。

## 2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	<p>持続可能な地球社会と地域社会を創るための取組み（フェアトレード憲章の策定および北星フェアトレードサークルを中心としたフェアトレード活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この取組みは、ミッション・ステートメントに掲げる「世と時代が作り出した、悲惨な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践すること」に寄与するものである。</li> </ul>
長所 2	<p>地域社会への特別支援教育に関する学習機会の提供（障害児教育夏季セミナー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この取組みは、ミッション・ステートメントに掲げる「北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となること」に寄与するものである。</li> </ul>

## 3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	<p>社会連携の窓口として、社会連携センターを設置しているが、社会連携に関わる取組みを扱う部署が複数存在し、役割分担・連携が不明確である。</p>
行動計画	<p>&lt;2024-2027 年度&gt;</p> <p>(1) 企画運営会議 社会連携に関わる組織体制の検証を行い、役割分担・連携のあり方を明確化するための方策を検討し、部局長会議に上程する。</p> <p>(2) 自己点検評価・内部質保証委員会 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

## [根拠資料]

### 1. 学外公開資料

- 資料 9-1 [社会連携ポリシー](#)
- 資料 9-2 [地域連携](#)
- 資料 9-3 [科研費等外部資金による研究 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-4 [北星オープンユニバーシティ](#)
- 資料 9-5 [第 46 回公開講座](#)
- 資料 9-6 [北星こころの相談室\(心理臨床センター\) | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-7 [2023 年度 社会福祉学部地域社会貢献事業〔講師派遣のご案内〕 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-8 [障害児教育夏季セミナー | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-9 [北星英研 2023 年度研究会のご案内 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-10 [北星チャペルでクリスマス&クリスマスツリー点灯式を開催しました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-11 [もみじ台団地ニュース | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-12 [学生がこども食堂「もくきち」のボランティアに参加しました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-13 [学生が大谷地 シティアベニュー町内会のボランティアに参加しました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-14 [English Camp in 北星 2023](#)
- 資料 9-15 [海外協定校との留学・交流実績](#)
- 資料 9-16 [交換受入留学生プログラム | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-17 [ホームステイプログラム | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-18 [国際ラウンジ | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-19 [国際ボランティア・ワークキャンプ \(タイ王国\)実施報告と報告会開催のお知らせ | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-20 [学生・職員が海岸清掃活動「Hokkaido 海のクリーンアップ大作戦！」に参加しました | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)
- 資料 9-21 [大学フェアトレード憲章 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)

### 2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

なし

## 第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

### 1. 現状分析

評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

<評価の視点>

1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学・短期大学部の中長期計画には、基本理念に基づく「ミッション・ステートメント(北星学園大学が目指すもの)」を掲げ、これを実現するために、2040年までに目指す姿、強化・改革に取り組む事柄、2030年 Milestone(中期目標)を設定している(資料 1-11)。

中長期計画を実現するために、第I期アクションプランを策定し、2023年度運営計画・運営総括は、単年度のアクションプランとなるように目標を設定している。なお、2024年度運営計画以降はこのアクションプランとKPIについて具体的な取組み及び目標を設定することとしたため、大学運営計画と中長期計画は完全に連携し、中長期計画に掲げた目標達成のための点検・評価の役割を年度総括が、年度ごとのアクションプランの策定を運営計画が担う体制を整えた(資料 10(1)-1)(資料 2-15)(資料 2-13)。

中長期計画及び年度毎の運営計画・総括は教職員に公表している。また、教職員への理解促進のため、5月に2022年度運営総括・2023年度運営計画についてのSD(参加者(教職員):70名)、6月に中長期計画についてのSD(参加者(教職員):90名)を行った。

また、4月の学園の新任職員研修会においても、学園全体でのプログラムに引き続いて大学独自のプログラムを実施し、中長期計画、運営計画、UI・VIガイドラインについて説明した。また、中長期計画のアクションプラン及びKPIの検討を各部署からのボトムアップで行い、それらを踏まえた単年度の運営計画・総括の策定も各部署の検討からのボトムアップで行ったことにより、教職員への一層の浸透を図ると共に、設定したアクションプランや運営計画に主体的に取り組めることを目指している(資料 10(1)-2)(資料 10(1)-3)。

以上のとおり、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示している。

評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な大学運営のための組織の整備
  - ・学長の選任方法と権限の明示
  - ・役職者の選任方法と権限の明示
  - ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
  - ・教授会の役割の明確化
  - ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
  - ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
  - ・学生、教職員からの意見への対応
2. 適切な危機管理対策の実施
- 3: 本学に勤務する職員の健康保持と労働環境の整備向上

学長の選任方法は「学長の選挙に関する規程」によって定めている。まず、学長選挙管理委員会を組織し、選挙人2人の推薦を得た学長候補者がいた場合は、規程に則って選挙を実施する。学長候補者が得られなかった場合は、別に学長候補者推薦委員会を組織して学長候補者を推薦し、選挙管理委員会は、規程に則って選挙を実施する。学長の任期については「学長、副学長等の任期に関する規程」において4年と定めており、再任された場合は2年とする(資料 10(1)-4)(資料 10(1)-5)。

学長の役割及び権限について、大学規程第4条において「学長は、本学の校務を総理し、所属職員を指揮監督する。」と規定している。2019 年4月に関連規程を整備し、教授会を含め各会議体の予算に係る事項及び教学に係る事項については全て、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長及び事務局長で構成する部局長会議を経て、大学評議会で審議、決定することを明確にした(資料 3-2)。

副学長の職務、権限について、「大学規程」の「第6条 副学長は、学長の職務を補佐するとともに、学長の命を受けて本学の教育、研究、学生支援その他教学に関する事項を統括する。」と規定している。大学規程には、さらに第40条に学部長、第48条に学科長、第54条に共通科目部門長、第60条に言語教育部門長、第72条に学生部長、第79条に研究科長、第81条に副研究科長、第86条に図書館長の職務、権限をそれぞれ規定している。また、12のセンター等(スミス・ミッションセンター、国際教育センター、学生相談センター、キャリアデザインセンター、社会連携センター、総合研究センター、総合情報センター、心理臨床センター、入学試験センター、学習サポートセンター、アクセシビリティ支援室及び教職課程センター)の各センター長等の職務、権限については、それぞれのセンター規程に明記している。

なお、上記役職者の選任方法は「副学長、学部長等の選任に関する規程」に、任期については「学長、副学長等の任期に関する規程」に規定されている(資料 10(1)-6)(資料 10(1)-7)。

教授会の審議事項は「大学学則」第52条及び「短期大学部学則」第39条に定めており、その役割を明確にしている。

また「学則」第52条第Ⅱ項及び「短期大学部学則」第39条Ⅱ項において、教授会の審議事項のうち、学長が決定すべき事項については、すみやかに学長に報告するものと規定しており、学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確にしている(資料 1-5)(資料 1-7)。

2023 年度には規程改正により、教学に関する基本方針を全学的な観点から策定及び立案する教学政策会議と、教学に関する基本方針及び3つのポリシーに基づき、教学に関する諸施策を企画及び実施する教学会議に再編し、教育の質保証及び教学マネジメントを推進している。なお、教学政策会議の議長を学長とすることで、学長がリーダーシップを発揮し、全学的な視点から教育課程の改革に取り組むことができるよう体制を整備した(資料 10(1)-8)



## 第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

(資料 10(1)-9)。

理事会等法人組織の権限と責任は「北星学園寄附行為」「北星学園就業規則」「北星学園経理規程」等に明示されており、大学との権限・責任分担も明確になっている。なお、理事会の役員名簿は北星学園公式ウェブサイトを通して公表している。また、大学の一部諸規程には、理事会等法人組織との関係を明示することを目的とした条項を加えている。具体的には「学則」第 53 条に「学長、副学長、チャプレン及びカウンセラーの任免は、評議会の議を経て、また、教授、准教授、専任講師、助教及び助手の任免は、教授会の議を経て、法人理事会がこれを行う。」と規定するとともに、「学長の選挙に関する規程」第 40 条には「学長又は学長職務代理者は、評議会における学長選考の結果を学校法人北星学園理事長に報告し、その任命を上申するものとする。」と定めている(資料 1-2)(資料 10(1)-10)(資料 10(1)-11)(資料 10(1)-12)(資料 10(1)-13)。

理事会等法人組織及び大学組織の管理運営に関する諸規程については、関係法令に基づき整備しており、寄附行為や学則等の明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。また、法令改正等があった場合には速やかに規程改正手続きを進めるとともに、必要に応じて文部科学省等の所轄庁との相談や届け出等を適切に行っている。その他、学則変更、役員変更、決算書等の文部科学省への届け出等を、学校教育法、同施行規則、私立学校法等に従い行っている。

先に述べたとおり、教学に関する基本方針については全学的な観点から教学政策会議が策定及び立案し、部局長会議を経て、大学評議会で審議、決定している。学部学科再編などさらに経営判断を要する場合は、法人組織(理事会、評議員会)にて審議、決定したうえで手続きを進めている。

学生からの意見への対応として、まず匿名でも意見や質問を寄せることができる「大学に対する意見箱」を設置している。その内容に応じて該当部署で確認し、学長も必ず目を通して対応を指示し、記名での意見に対しては回答を公開している。また、毎年実施している入学時、在学時、卒業時の学生調査の結果を共有している。

教職員からの意見への対応としては、大学評議会の委員が投票で選出されており、また各会議体においても、教職員の委員で構成されることから、ここで大学運営に関して意見を反映させることができると考えている。また、毎年実施している、各会議体等から提出される自己点検評価報告書の記載事項からも、教職員からの意見を反映させることができる。

本学は、「危機管理に関する規程」を定め、この規程に基づき「全学危機管理委員会」を組織・運営している。

同委員会は、同規程第4条に定める任務に従い、以下のとおり危機管理対策を実施している(資料 10(1)-14)。なお、委員会の性質上、任務のみを以下に列記する。

- (1) 危機管理任務 (第4条第1項)
- (2) 倫理保持任務 (第4条第2項)
- (3) ハラスメント防止・解決任務 (第4条第3項)
- (4) 情報セキュリティ任務 (第4条第4項)

また、「北星学園安全衛生管理規程」及び「北星学園大学安全衛生委員会規程」を定め、この規程に基づき、安全衛生委員会を組織・運営している。学長を総括安全衛生管理者とし、また法令の定めるところにより産業医及び衛生管理者を選任している。本委員会は、北星学園大学安全衛生委員会規程第 2 条に定める委員会任務に則り、教職員の安全及び衛生に関する事項について審議している。また、審議結果に基づき、教職員の健康管理及び安全管理等を適切に行うため、産業医と連携し、教職員の健康保持と労働環境の整備向上に向けた施策及び対応を行って

いる(資料10(1)-15)(資料10(1)-16)。

今年度は、職員の危険及び健康障害の防止措置の観点から、敷地内全面禁煙に向けた取組みとして、専門家による喫煙対策に係る講演会を実施した。また、職場巡視、施設内禁煙について啓蒙ポスターの設置及び教職員ホームページで施設内禁煙の周知徹底し、2024年4月からの敷地内全面禁煙に向けた取組みを発出した(資料10(1)-17)(資料10(1)-18)。

あわせて、職員の健康診断の実施、その他健康管理の観点から、定期健診受診率の向上を目標に、前年度定期健診未受診者一人一人に対し、未受診理由の確認を行い、次年度の確実な健診受診を促すと共に、調査の結果から未受診理由として一番多かった「かかりつけ医を定期的を受診している」場合も、受診が必要である旨を定期健診受診案内へ追記した。また、北星学園メンタルヘルス対策等の方針に基づき、毎年1回定期的に行うストレスチェックを実施し、集団分析を行った。

さらに、北海道から、職域を対象とした就労世代の歯科健康診査推進事業(モデル事業)への参画が依頼され、職員の健康管理の観点からも有用と判断し、定期健康診断実施に合わせて歯科健診を行った。

以上のとおり、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っている。

評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

<評価の視点>

1. 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の年度予算および事業計画は、寄附行為第14条に基づき、理事会が決定している(資料1-2)。

大学・短期大学部においては、予算編成方針に基づき、各学部・組織からの予算要求を財務課で取りまとめ、企画運営会議で補正予算および当初予算の原案を作成する。特に当初予算案の作成にあたっては、学長が必要と判断した部署に対し、学長、副学長、事務局長がヒアリングを行い、より適正な予算編成に努めている。企画運営会議で策定された予算案は、部局長会議で審議され、大学評議会で決定する。その後、評議員会の意見を聞き、理事会での承認を経て、最終的に決定する。

予算執行は、決定した予算に基づき、「北星学園経理規程」および「北星学園固定資産および物品調達規程」に則り、相見積りや起案決裁を経て適切に処理される(資料10(1)-11)(資料10(1)-19)。

予算未計上時の予算執行については、大学内の取扱いで金額基準での執行手続きを導入しており、申請書様式を用いることにより、統一した処理として透明性を確保している。予算執行の承認手続きについては、監査でも確認の対象となっており、監査法人による会計監査、監事による監査、内部監査を通じて、予算執行プロセスについての明確性及び透明性を確保している。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとしては、第2章で述べたとおり、2005年度から毎年度、前年度決算の予算執行率や予算残高等に基づき点検評価を実施している。この取組みの結果、近年では、助言の対象となる費目がほとんど見られなくなっている。今後は、執行率に基づいた点検評価をあらため、新規事業の進捗管理などに移行する予定である。

以上のとおり、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点>

1. 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
  - ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
  - ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
  - ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
  - ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

法人及び大学の組織構成は、組織・構成図のとおりである(資料 10(1)-20)。

職員の採用及び昇格については法人マターではあるが、事務組織に関する方針として、『学校法人北星学園 事務職員「目指すべき人物像」「人材育成の目標・方針」「採用時に求める人材像』を策定し、「北星学園事務職員採用選考委員会申し合せ事項」及び「北星学園事務職員配置換委員会申し合せ事項」等に従い適切に行っている。

大学の事務職員数は、大学公式ウェブサイトに記載しているとおりである(資料 10(1)-21)。2023 年度の人員配置は、専任職員 89 名、特任職員 19 名、臨時職員 33 名、派遣職員 7 名である。

大学事務局には、業務の多様化や専門化に対応すべく、以下の事務担当課を配置している。

1. IR 内部質保証課、2. 企画広報課、3. 総務課、4. 人事課、5. 財務課、6. 教育支援課、7. 学生生活支援課、8. 国際教育課、9. 就職支援課、10. 社会連携課、11. 研究支援課、12. 情報システム課、13. 司書課、14. 入試課
- それぞれの業務分掌は「学園事務組織、職務及び事務分掌規程」「大学規程」に明示されている(資料 10(1)-22) (資料 3-2)。

教職協働について、大学の最高意思決定機関である大学評議会の構成員は、教育職員 21 人、事務職員 8 人となっているほか、企画運営会議、教学政策会議、教学会議、自己点検評価・内部質保証委員会その他各会議体においても当該課長等が委員として入っており、事務職員の多数が大学の運営管理に対する責務を教員と協働して担っている(資料 10(1)-23)。

また、本学では様々な案件を短期的に検討・対応する際、ワーキング・グループやタスクフォースを設置することが慣例になっており、その構成員は教員だけでなく必ず事務職員も構成員に加わって検討・対応している。

本学の全ての専任事務職員が「自己申告書」を毎年常務理事に提出し、その申告内容を踏まえて学園事務職員配置換委員会において配置換えや昇格を決定している。一般職は「自己分析・自己評価シート」を作成し、それを基に直属の上司である管理職と面談している。また管理職については「現状分析・目標管理シート」を作成し、常務理事と面談している。なお、人事考課については 2024 年度に検討し、2025 年度に試行実施、2026 年度から本格導入を目指すことを確認している。

以上のとおり、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けている。また、その事務組織は適切に機能しているが、以下の点については、改善が必要である。

- (1)「自己申告書」の申告内容を踏まえた配置換えや昇格を決定しているものの、人事考課に基づく、職員の適正

な業務評価と処遇改善には至っていない。

評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

<評価の視点>

1. 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

学校法人北星学園では、「学校法人北星学園 事務職員(専任)の人事に関する基本方針」を策定している。また階層別研修を体系的に整理し、事務職員のスキル向上を目的に「自己研鑽補助制度」を整備した。この方針に基づいて業務・研修を展開していくことにより、業務内容の多様化、専門化に対応することでき、教職協働が担える人材を育成することができると考えている(資料10(1)-24)。

学校法人北星学園 事務職員 階層別研修 <small>※一部業務別研修含む</small>	目的	目指す役割	対応する研修	修得させたいチカラ マネジメント系	修得させたいチカラ スキルアップ系	その他
局長 次長、部長	・経営者視点で使命、成果、目標を明確にし、遂行する ・目標達成に向けた具体的な方策・計画を立案し、実行する	・上位目標・方針を受け、自部署の使命を明確にする。 ・目標達成に向けてメンバーの目標管理や成長支援を行う。 ・経営の視点でコスト意識をもって業務を進める。	・事務局長月例研究会 ・学園課長事務長研修会	人・業務のマネジメント 労務管理	交渉力 戦略・ビジョン策定 意思決定能力	学園の歴史・組織文化の共有化 ビジョン・ミッション・成果の共有化 部署の役割・課題の共有化
課長、事務長	・目標達成に向けてメンバーのマネジメントや成長支援を行う	・目標達成に向けた具体的な方策・計画を立案し、実施する。 ・適切な判断、論理的な説明、関係者との折衝・調整を行う。 ・部下に対して的確なアドバイスを行う。 ・課全体で効率的に業務を遂行・指示する。	・課長職担当者研修会 ・学園課長事務長研修会 ・中堅指導者研修会	リーダーシップ コミュニケーション	論理的思考力 コーチング	
(入職16年～程度) 中堅指導者	・課全体で効果的、効率的に業務を遂行する	・専門的技術・知識を身につける。 ・担当する業務の課題に対して対応策を考え、提案する。 ・上司・部下、他部署・関係機関の担当者との協働する。 ・育成の視点から後輩に指示、指導する。	・中堅指導者研修会	リスクマネジメント タイムマネジメント	問題発見・解決能力	
(入職11～15年程度) 中堅指導者	・担当する業務の課題に対して対応策を考え、提案する ・上司、部下、他部署、関係機関の担当者との協働する	・法人内関係業務の概略的知識・技術を身につける。 ・上司の要点指示のもと、担当する業務の課題に対して対応策を考える。 ・粘り強く業務に取り組む。 ・後輩に指示、助言する。	・中堅実務者研修会		自己実現力(セルフマネジメント) [「コネクト」・外国語能力]	
(入職6～10年程度) 中堅実務者	・担当する業務の課題に対して対応策を考え、提案する	・業務に必要な知識・技術を身につける。 ・上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。 ・意欲的に取り組む。	・学園新任職員研修会 ・初任者研修会 ・BASE研修会 ・キリスト教学校教育同盟夏期学校		マナー	
(入職～5年程度) 初任者	・入職前に業務の理解、動機付けを行う		・内定者懇談会 ・入職前オリエンテーション			

大学・短期大学部では、2023年4月に「北星学園大学におけるSDの基本方針」を定め(同年10月に改訂)、この方針に基づきSD活動を組織的に実施している(資料10(1)-25)。

SDの目的及び定義は、「大学として求める教職員像の育成と、人材育成の目標・方針を達成することを目的として、本学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する課題に対応していくことのできる教職員組織を構築するために必要となる、研修の総称と定義します」と明示している。

SDの実施方針として、「本学のSDは、①教育職員と事務用務職員を対象としたSD、②教育職員のみを対象としたSD、という2つの対象が有機的な関りを持ちながら、FD・SD委員会を中心として推進するものとする。なお、事務用務職員のみを対象としたSDは、学園SD委員会及び学園課長事務長会議を中心として推進するので、別途基本方針を定める。」と明示している。

この方針に基づき、2023年度は24件のSD活動を組織的かつ多面的に実施した。中長期計画や財政状況など、大学の運営に係るSDも多く実施され、教員及び事務職員の資質の向上・改善につながる内容となった。

以上のとおり、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 監査プロセスの適切性
3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1)各組織

各組織は、年度ごとに点検・評価を行い、次年度以降の課題を設定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な助言を行っている。

例えば、部局長会議では、2022 年度には、意思決定機構について、大学規程に定められた学部長の職務について現状と照らし合わせた点検評価を行い、学部長の職務が過少に表現されていることについて修正を図っている。また、委員会組織のスリム化を目的とする委員会組織の見直しにあたっては、現行の各種委員一覧や教員別会議の出席回数などを踏まえ、会議に係る教員負担を明らかにしたうえで、構成員の類似した会議の統合などの検討を行った。そのほか、「学長の選挙に関する規程」改正にあたっては、これまでの学長選挙の総括を行い、選挙手続きにおける諸課題を整理したうえで、課題を解消するための規程改正を行っている。

(2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている(資料 1-11)。2023 年度の実績は、2023 年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 大学が目指す姿に必要な能力を身につけるための研修を、役職や経験に応じて組織的かつ体系的に実施できるような体制を構築しつつ、学内の諸課題を構成員が理解し合うための SD を恒常的に実施する。
- 社会的な要請やそれを受けて検討される高等教育政策に対し、スピード感を持って主体的に取り組む意識と対応する能力を持った教職員を養成する人事育成制度を確立する。
- ガバナンス・コードの遵守状況の点検を行い、適切な学校運営が行われているのかを評価し、その結果に基づいてガバナンスを改善・向上させるサイクルを確立する。
- 社会的な要請やそれを受けて検討される高等教育政策に対し、スピード感を持って対応できる意思決定構造を確立する。
- 働き方改革を念頭に、大学教員の特性を踏まえた人事制度を確立し、教員間の業務負担の平衡化を推進する。
- リスクマネジメント体制の点検・評価と改善を行うサイクルを確立し、多様化するリスクに対応できる運営体制を構築する。
- カーボンニュートラルに関する全学的な方針を策定し、方針に基づいて取り組みを実施する。

以上のとおり、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。



2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	<p>中長期計画を学内に浸透させるための、SD活動の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これらの取組みは、ミッション・ステートメントに基づく中長期計画の実現に向けて、すべての教職員が同じ認識・理解に立ち、学校・部局の枠を越えて一体となって推進していくことに寄与するものである。</li> </ul>
------	--

3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	<p>人事考課に基づく、事務職員の適正な業務評価と処遇改善には至っていない。</p>
行動計画	<p>(1) 大学事務局          &lt;2024年度&gt;              ① 人事考課の検討          &lt;2025年度&gt;              ① 試行実施          &lt;2026年度&gt;              ① 本格導入</p> <p>(2) 自己点検評価・内部質保証委員会          &lt;2024年度-2026年度&gt;          組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

〔根拠資料〕

1. 学外公開資料

- 資料 10(1)-12 [理事会役員名簿](#)
- 資料 10(1)-20 [組織・構成図](#)
- 資料 10(1)-21 [専任教職員数](#)
- 資料 10(1)-24 [学校法人北星学園 事務職員 階層別・研修図](#)

2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

- 資料 10(1)-1 アクションプラン(第1期：2024 年～2027 年)
- 資料 10(1)-2 2022 年度運営総括・2023 年度運営計画についての SD)
- 資料 10(1)-3 中長期計画についての SD
- 資料 10(1)-4 学長の選挙に関する規程
- 資料 10(1)-5 学長、副学長等の任期に関する規程
- 資料 10(1)-6 副学長、学部長等の選任に関する規程
- 資料 10(1)-7 学長、副学長等の任期に関する規程
- 資料 10(1)-8 教学会議規程
- 資料 10(1)-9 教学政策会議規程
- 資料 10(1)-10 北星学園就業規則
- 資料 10(1)-11 北星学園経理規程
- 資料 10(1)-13 学長の選挙に関する規程
- 資料 10(1)-14 危機管理に関する規程
- 資料 10(1)-15 北星学園安全衛生管理規程
- 資料 10(1)-16 北星学園大学安全衛生委員会規程
- 資料 10(1)-17 安全衛生委員会主催講演会「なぜ大学で喫煙対策が必要なのか」
- 資料 10(1)-18 敷地内全面禁煙に向けた取組みについて
- 資料 10(1)-19 北星学園固定資産および物品調達規程
- 資料 10(1)-22 学園事務組織、職務及び事務分掌規程
- 資料 10(1)-23 各種委員構成表
- 資料 10(1)-25 北星学園大学における SD の基本方針



第10章 大学運営・財務 第2節 財務

1. 現状分析

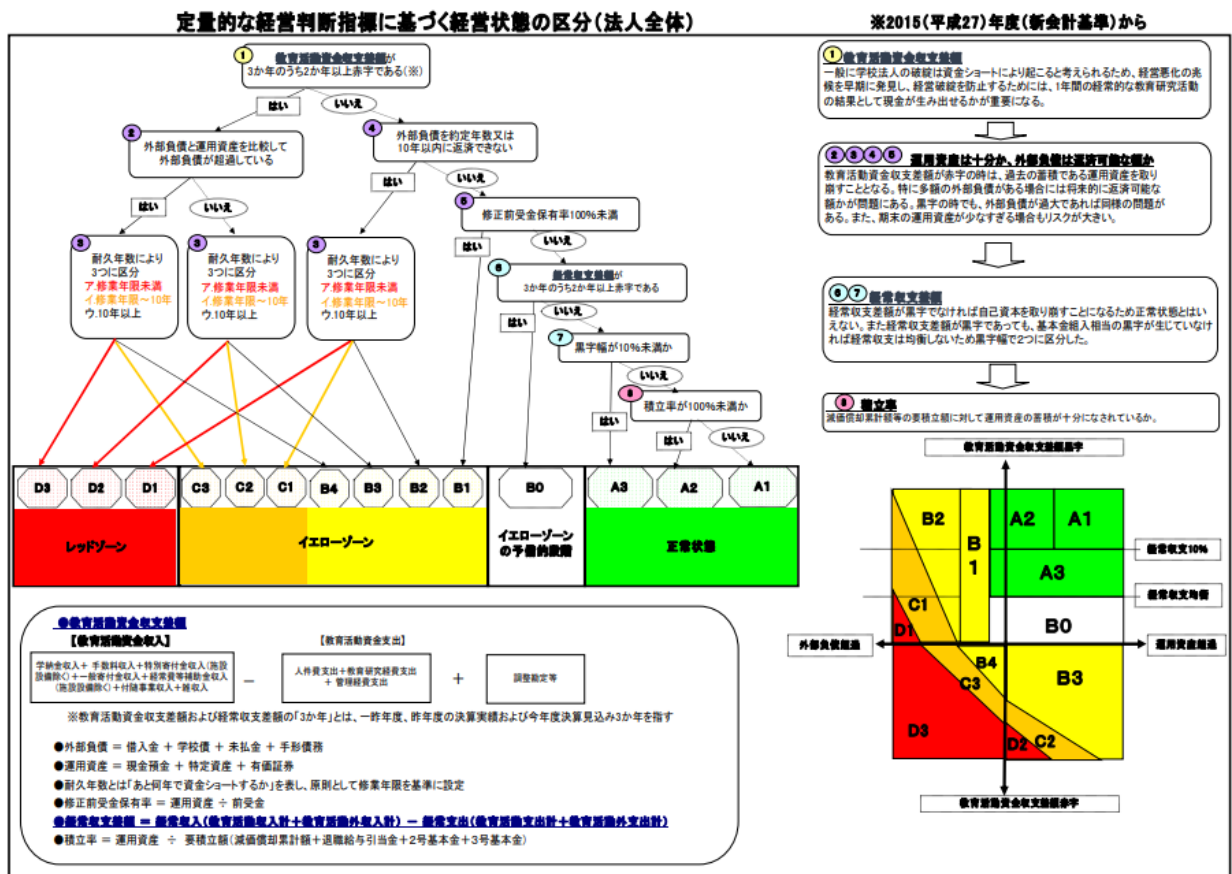
評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

＜評価の視点＞

1. 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
2. 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では教育研究を持続的に発展させるために、中長期財政計画(2022年～2030年)を策定し、2030年度の達成目標として「経常収支差額比率 5%以上」を掲げている(資料10(2)-1)。目標の根拠は、経常収支差額比率が5%以上であれば基本金組入前当年度収支差額と当年度収支差額の収入超過を確保できるとともに、内部留保を拡大できるという考えに基づいている。また、5%の黒字幅については、教育研究の継続と発展のために必要な適度な収入超過の割合と考えており、学校法人として過度な余力をもった財政運営とならないよう配慮している。

そのほか、財務に関する客観的な指標として、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政(大学・短期大学編)」及び「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」を参照しており、本学園としては、「A3」が適切なポジションと捉えている。



出典: [日本私立学校振興・共済事業団 2023\(令和5\)年3月改訂版「私立学校運営の手引き」](#)

以上のとおり、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定している。

評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

<評価の視点>

1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
3. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

2022年度末における法人全体の貸借対照表は、総資産 29,024,509 千円に対し、総負債 4,644,471 千円、純資産 24,380,038 千円である。総資産のうち金融資産は 13,504,705 千円であるが、特定資産として、退職給与引当金の 51.9%にあたる 819,000 千円と減価償却引当金累計額の 90.1%にあたる 10,561,000 千円を保有している。その結果、積立率(運用資産÷要積立額)は 98.6%となっている。2022年度末時点では、金融資産は単年の学園運営費の 2 年分相当を保有しており、積立率が 100%に近いことから財政状態に特段の問題はないといえる。しかし、足元では収支悪化により 2020 年度以降減価償却引当特定資産の積立てができない状況が続き、積立率が年々低下していることから財政基盤の脆弱化が進んでいることは明らかである(資料 10(2)-2)。

教育研究と財政の両立を図る取組みとして、「当初予算に係るヒアリング」(学長・副学長・事務局長)では予算内容のチェックや支出年度の調整を行っている。予算の適切性の確保には効果があるものの、大学の教育と財政を両立するための仕組みとまでは言えない。

本学は教育の質を担保するために入学定員の厳格化に取組んだ結果、従来より学生数(学生生徒等納付金)が減少したが、支出の見直しが進んでいないことにより急激に収支バランスが悪化している。教育研究と財政を一体的に捉える仕組みづくりが必要である。

外部資金について、2023(令和5)年度の獲得状況について、私立大学等経常費補助金は 322,096 千円(一般補助 311,101 千円、特別補助 10,995 千円)であった。科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金、科学研究費補助金)は、本学管理課題数は60件であり、そのうち間接経費実受給額は 7,098,715 円(2022 年度繰越分含)であった。間接経費は日本学術振興会用途ルールと本学使用方針に基づき、研究倫理教育啓発活動費用、科研費獲得支援活動費用、研究成果公開費用(北星論集)、教員情報システム保守費用、他研究棟関連共用備品・消耗品費用として適切に使用した。省庁以外の民間助成団体等の本学管理件数は 1 件であった。同様に助成団体用途ルールに基づき適切に管理した(資料 10(2)-3)。

寄付金は、税制優遇措置を最大限に活用し、特定公益法人に対する寄付金制度、受配者指定寄付金制度のほか、札幌市ふるさと納税制度に参画し、広報している。2023 年度には、大学公式ウェブサイト上に税控除額をシミュレーションできる機能を追加し、積極的に PR している。また、寄付者に対する返礼品の充実や、遺贈による寄付の募集など、寄付者の満足度と訴求力を向上させる取組みを進めており、寄付金額の実績が年々高まっている状況である。2023 年度の寄付金総額は、4,652 千円であった(資料 10(2)-4)。

資産運用は、学園全体の資金を法人において一括して管理し、債券による資産運用を行っている。低金利の環境下で、2017 年度より外貨建債券を投資対象にするなど、収益確保に取組んでいる。2022 年度は資産運用による収益として 268,087 千円(受取利息 233,257 千円、為替差益 34,830 千円)を確保しており、経常収入の 3.7%を占める重要な収入源となっている。現在、2%程度の利回りで運用しているが、安全性を確保しながら利回りを向上させることを検討している。

## 第10章 大学運営・財務 第2節 財務

2023年度は収入の多様化のひとつとして、施設の有料貸出に向けた規程整備や料金の検討を行った。2024年度より貸出を開始するが、学生活動等に配慮しながら新たな収入源を確保する。

以上のとおり、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

ただし、以下の点については、引き続き検討が必要である。

(1) 財政基盤は当面の運営に支障はないものの、収支悪化により脆弱化が進んでいる。

評価項目③ 財務の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1)各組織

各組織は、年度ごとに点検・評価を行い、次年度以降の課題を設定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な助言を行っている。

例えば、企画運営会議では、毎年度の運営総括を行うほか、過去10カ年の財務に関する数値を取り上げる「学園の財務・財政状況について」を継続して作成し、財務分析を通して点検・評価している。収入面では学費改定のほか、施設の有料貸出しや寄付金など外部資金確保のための取組みを進めている。

(2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で2030年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っている(資料1-11)。2023年度の取組状況は、2023年度運営総括に記載のとおりである(資料2-15)。

- 大学評議会(2021.7.14)で確認した2030年度の財政目標を達成する。
- 2030年度から教育研究の発展に資する特定資産の積立てを開始する。
- 教育研究の発展を目的とした更なる資金を生み出すために収入の多様化・拡大に向けた取組みを推進する。
- 収入拡大と支出削減で生み出す資金を、教育研究の発展にかかる取組みに配分できるよう仕組みを確立する。

以上のとおり、財務の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	なし
------	----

3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	財政基盤は当面の運営に支障はないものの、収支悪化により脆弱化が進んでいる。
行動計画	<p>(1) 企画運営会議（財務課）          &lt;2024年度&gt;          ① 大学における財政再建(財政運営目標達成)に向けた財政計画の検討</p> <p>&lt;2025年度&gt;～&lt;2030年度&gt;          ① 大学における財政計画に基づく取組みの推進・検証</p> <p>(2) 自己点検評価・内部質保証委員会          &lt;2024年度-2030年度&gt;          ① 組織別・自己点検評価報告書を踏まえ、全学的な観点から点検評価を行う。</p>

**[根拠資料]**

1. 学外公開資料

資料 10(2)-2 [2022年度事業報告書](#)

資料 10(2)-3 [科研費等外部資金による研究 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部 \(hokusei.ac.jp\)](#)

資料 10(2)-4 [ご寄付について](#)

2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

資料 10(2)-1 中長期財政計画

## 第11章 その他 第1節 広報

### 1. 現状分析

評価項目① 大学の教育研究活動及び管理運営活動に関する情報を適切に社会に発信するための広報に関する方針を明示しているか。

<評価の視点>

1. 大学の教育研究活動及び管理運営活動に関する情報を適切に社会に発信するための広報に関する方針の明示
2. 学内構成員に対する広報に関する方針の周知

2021年度に広報に関する基本方針として「広報担当組織のあり方も含め、発信強化の検討について」を策定した。大学のブランドイメージは地域に浸透しているが、日常的な大学の姿(教育・研究・学生諸活動)が十分に伝わっていないことを課題とし、学内の各部署や学生などからの情報の掘り起こしを行い、入試広報と協力して大学公式ウェブサイトやSNSなどの適切な媒体で発信していくこと、さらに取り上げた実績をフィードバックするというサイクルにより、継続的に発信を行うことにより本学の「教育の見える化」を進めることを目指している(資料11(1)-1)。

方針は、教職員ホームページを通じて教職員に明示している。また、2023年7月に「攻めの広報SD」として、広報委員長が講師となり本学の広報方針の考え方と進捗状況を教職員に解説した(資料11(1)-2)。

以上のとおり、大学の教育研究活動及び管理運営活動に関する情報を適切に社会に発信するための広報に関する方針を明示している。

評価項目② 方針に基づき、広報の体制は整備されているか。また、広報は適切に行われているか。

<評価の視点>

1. 広報体制の適切な整備
2. 方針に基づく広報の実施

大学広報の展開は広報委員会において基本方針を確認している。企画広報課広報係が主に広報実務を担当しており、大学公式ウェブサイト、SNSの発信などは企画広報課内で分担して実施する体制を整備している。入試広報との連携のため、入試課広報担当者と企画広報課広報係が定例(月1回)ミーティングを行い情報共有し、また、イベントでの広報活動などについて調整している。

大学方針に基づく広報は企画広報課を中心に実施しており、教職員ホームページに情報提供フォームを公開するなどして情報収集にも務めている。

以上のとおり、方針に基づき、広報の体制は整備されている。また、広報は適切に行われている。

評価項目③ 広報の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<評価の視点>

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1)各組織

## 第11章 その他 第1節 広報

各組織は、年度ごとに点検・評価を行い、次年度以降の課題を設定している。また、自己点検評価・内部質保証委員会は提出された報告書に基づき、必要な助言を行っている。

広報委員会では、広報方針の実施にあたり、できるだけ定量的な目標設定とし、点検・評価の根拠としている。また、大学ブランド・イメージ調査や入学者、在学生、卒業生調査などを踏まえて点検評価及び目標設定をすることにより、適切な根拠に基づく定期的な点検・評価をめざしている。

また、WEB や各種媒体を活用した有効な広報展開について、Web 広告は年間を通じて目標設定やインプレッション数、クリック率などの客観的な指標をモニターしながら改善を図っている。

### (2)中長期計画

本章に関連して、以下のとおり、中長期計画で 2030 年 Milestone(中期目標)を掲げている。また、アクションプランに従い、運営計画・運営総括の作成を通じて年度ごとに点検評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。2023 年度 of 取組状況は、2023 年度運営総括に記載のとおりである(資料 2-15)。

- 「広報の取組方針(広報委員会)」に掲げる「三つの方針」に基づき、「北星らしさ」を具現化した教育研究活動を社会へ浸透させる。
- インナーブランディングを強化し、自学の魅力を構成員(役員・教職員・学生など)に浸透させる。

以上のとおり、広報の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

2. 現状分析を踏まえた長所、さらなる発展のための行動計画

長所 1	なし
------	----

3. 現状分析を踏まえた課題、改善のための行動計画

課題 1	なし
------	----



**【根拠資料】**

1. 学外公開資料

なし

2. 学内資料(閲覧制限のあるウェブ公開資料を含む)

資料 11(1)-1 広報担当組織のあり方も含め、発信強化の検討について

資料 11(1)-2 攻めの広報 SD